

地震編

第1章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとした。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充てる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

(1) 地震災害予防対策

ア 地震防災に関する組織の整備

イ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

ウ 大規模な地震防災訓練の実施

エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検

カ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成

- キ 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ク 危険物等災害予防対策の推進
- ケ 地震防災応急計画の作成、指導
- コ 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- サ 大震火災対策の推進
- シ アからサまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 備蓄物資の放出及び知事に対する物資等の供給、斡旋要請
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- ス 市の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 県

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- シ 大震火災対策の推進

ス アからシまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営

イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施

ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握

エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配

オ 避難の勧告及び指示

カ 被災者の救助その他の保護

キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出

ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置

ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置

コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置

サ 緊急輸送の確保

シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施

ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧

セ 広域一時滞在に関する協定の締結

ソ 他機関への応援要請

タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 災害復旧対策

ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進

イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示

イ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置

(ア) 預貯金等の中途解約等の特例措置

(イ) 手形交換の特例措置

(ウ) 休日営業の特例措置

(エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置

(オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置

(カ) 保険料支払いの迅速化措置

ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付

(2) 関東農政局（甲府地域センター）

ア 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置

イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守

ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導

エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備

オ 地震防災に関する情報の収集及び報告

カ 主要食糧等の在庫状況把握

(3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成
- イ 民有林直轄治山事業の実施
- ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
 - イ 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立
- (5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 東海地震に関連する情報等の通報
 - イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - ウ 地震情報の発表と伝達
 - エ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
 - オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- (6) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会を運営
 - イ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更等を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況の把握
- (7) 山梨労働局
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- (8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行う。

 - ア 防災上必要な教育及び訓練
 - イ 通信施設等の整備
 - ウ 公共施設等の整備
 - エ 災害危険区域等の関係機関への通知
 - オ 官庁施設の災害予防措置
 - カ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
 - キ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等
 - ク 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
 - ケ 災害時における復旧資材の確保
 - コ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
 - サ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
 - シ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - (ア) 地震防災応急対策に係る措置
 - (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - (ウ) 中央防災会議主事会議の申し合わせ
 - (エ) 大規模な地震に係る防災訓練
 - (オ) 地震防災上必要な教育及び広報
 - ス 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- (9) 第三管区海上保安本部

- ア 災害予防
- イ 災害応急対策
 - (ア) 警報等伝達
 - (イ) 情報の収集
 - (ウ) 活動体制の確立
 - (エ) 傷病者、医師等並びに援助物資の緊急輸送
 - (オ) 物資の無償貸与又は譲渡
 - (カ) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
- ウ 災害復旧・復興対策
- (10) 関東地方環境事務所
 - ア 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (11) 南関東地方防衛局
 - 所管財産の使用に関する連絡調整
- 4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）
 - (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (ア) 防災関係資器材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
 - (2) 災害派遣の準備
 - ア 地震災害警戒本部会議への参加
 - イ 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達
 - ウ 災害派遣初動の準備
 - エ 災害等情報の収集
 - オ 通信の確保
 - カ 要請等の確認及び派遣要領の決定
 - (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣
 - (4) 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
 - (1) 東日本旅客鉄道(株)（甲府地区センター）
 - ア 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達
 - イ 列車運転規制措置
 - ウ 旅客の避難、救護体制の確立
 - エ 列車の運行状況等の広報
 - オ 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
 - カ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
 - (2) 東日本電信電話(株)（山梨支店）、(株)NTTドコモ山梨支店
 - ア 主要通信の確保
 - イ 通信疎通状況等の広報

- ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- エ 気象警報等の市町村長への伝達
- (3) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその準備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
- (4) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - イ 非常組織の整備
 - ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - エ 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道
- (5) 中日本高速道路(株)（八王子支社）

所轄する高速道路等について、次の事項を行う。

 - ア 東海地震等に関連する情報の伝達
 - イ 利用者への広報
 - ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - エ 緊急輸送を確保するための措置
- (6) 東京電力(株)（山梨支店大月支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (7) 日本通運(株)（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - ウ 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立
- (8) 郵便事業株式会社、郵便局株式会社（大月市内郵便局）
 - ア 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関（(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する各種情報等の報道
 - イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立

ウ 日本放送協会に準ずる措置

(2) 輸送機関（山梨交通(株)、富士急行(株)、富士急山梨バス(株)、(社)山梨県トラック協会)

ア 安全輸送の確保

イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配

ウ 知事及び各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備

(3) ガス供給機関（日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、(社)山梨県エルピーガス協会)

ア ガス供給施設の保安整備

イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配

ウ 被災地に対するガス供給体制の確立

(4) 北都留医師会（大月地区）

ア 被災者に対する医療救護活動の実施

イ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定

ウ 助産救護

エ 死亡の確認及び死体の検案

7 大月警察署

ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置

イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導

ウ 被災者の救出、救護

エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査

オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) クレイン農業協同組合、大月市森林組合

ア 農林産物の災害応急対策の指導

イ 被災農家に対する融資又は斡旋体制の確立

ウ 農林業生産資材等の確保、斡旋体制の確立

エ 農林産物の供給調整体制の確立

(2) 大月市商工会

ア 市が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立

イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立

ウ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立

(3) 病院等医療施設の管理者

ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検

イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備

ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達

(4) 大月市歯科医師会

ア 歯科医療救護活動

イ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定

ウ 死体の検案の協力

エ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整

(5) 大月市薬剤師会

ア 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理

- イ 医薬品の調達、供給
- ウ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
- (6) 大月市建設協会
 - ア 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力
 - イ 倒壊住宅等の撤去の協力
 - ウ 応急仮設住宅の建設の協力
 - エ その他災害時における復旧活動の協力
 - オ 加盟各事業者との連絡調整
- (7) 社会福祉施設の管理者
 - ア 入所者に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - エ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - オ 火気使用及び実験学習の中止
 - カ 応急医薬品の整備
 - キ 避難設備の整備及び避難訓練の実施
 - ク 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - ケ 避難者の受け入れ準備
- (8) 学校
 - ア 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - エ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - オ 応急医薬品の整備
 - カ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - キ 災害時における収容者の保護受入の準備
 - ク 火気使用及び実験学習の中止
- (9) 大月市社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保
- (10) 山梨県防犯協会大月支部・大月交通安全協会
 - ア 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報
 - イ 災害時の交通規制、防犯対策の協力
 - ウ その他災害応急対策の業務の協力
- (11) 自主防災組織
 - ア 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力
 - エ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営業務等の協力
 - オ その他応急対策全般についての協力

第2節 大月市の特質と過去の地震災害

一般災害編第1章第2節「大月市の概況」を準用する。

第3節 想定地震

第1 想定地震

1 山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）

(1) 県は、「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」において、山梨県に被害を及ぼす地震として、次の3種類の地震を想定した。

ア 東海地震

イ 南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）

ウ 山梨県内及び県境に存在する活断層⁹による地震

(2) 3種類の想定地震の概要は、次のとおりである。

ア 東海地震

駿河トラフを震源とする地震で、前回の東海地震からすでに150年以上が経過していることや、東海地域周辺の各種の測地測量結果から、近い将来の発生が懸念されている。

被害の大きさ、確実性、切迫性を鑑み、直近かつ最大の想定地震としてターゲットを絞る必要がある。

イ 南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）

南関東地域で相模トラフ沿いのプレート境界で発生が予想される地震。山梨県、神奈川県を震源とした地震を設定した。

ウ 山梨県内及び県境に存在する活断層による地震

山梨県内及び県境に存在する活断層による地震としては、次の地震が想定される。

(ア) 釜無川断層地震

山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震

(イ) 藤の木愛川断層地震

山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震

(ウ) 曾根丘陵断層地震

甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害が及ぼすと考えられる地震

(エ) 糸魚川—静岡構造線地震

日本を代表する活断層であり、この断層が動くことにより、かなり大きな規模の地震発生が予想され、山梨県に被害を及ぼすと予想される地震

2 山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）

第1の1の(1)の「ア 東海地震」については、平成13年12月に中央防災会議（内

⁹活断層：地質時代に繰り返し活動してきた断層のことであり、千年から一万年の周期で活動し、将来も地震を発生させる可能性のある断層をいう。

※ 今回、調査対象とした断層は、発生した場合本県に及ぼす被害が大きいと予想されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

閣府) から、新たな東海地震の想定震源域が示されたことを機に、県は、次の理由から東海地震被害調査を実施し、新たに「山梨県東海地震被害想定調査報告書(平成17年)」にまとめ、公表した。

- (1) 想定震源域が見直されたことにより、山梨県内での想定震度と揺れ・液状化に伴う各種被害状況が前回実施した「山梨県地震被害想定調査報告書(平成8年)」と異なってくると考えられたこと。
 - (2) 山梨県は丹波山村と小菅村を除く全市町村が震度6弱以上の揺れが想定される「東海地震防災対策強化地域」に指定されており、県内全域に大きな影響を及ぼすと考えられること。
 - (3) 100~150年周期で発生すると考えられている東海地震であるが、前回の「安政東海地震」(1854年)からすでに150年以上が経過しており切迫性が高いため、早急に対策を進める必要があること。
 - (4) 国(内閣府)においても東海地震が広域に被害を及ぼすと考えられる海溝型地震であることから、地震防災対策強化地域を一つの被災地とみなし、広域的な防災体制の確立に向けて、事前対策を早急に進めていること。
- 3 大月市地震被害想定調査報告書(平成10年)

市は、平成10年3月、次の地震を想定して「大月市地震被害想定調査報告書」を公表している。

- (1) 東海地震
- (2) 南関東直下プレート境界地震(大月市に最も影響を与えるモデルM9を採用)
- (3) 活断層地震(大月市に最も影響を与える地震である藤の木・愛川断層地震を想定)

ただし、(1)の東海地震については、前記のとおり平成17年に、県により公表された調査結果が最新であるので、それによるものとする。

なお、前記1の「山梨県地震被害想定調査報告書(平成8年)」は、「大月市地震被害想定調査報告書(平成10年)」に含まれるため、想定結果の掲載は、割愛するものとする。

第4節 被害想定

「第3節 想定地震」に掲げた、①東海地震、②南関東直下プレート境界地震(南関東直下型地震)、③活断層地震について、県及び市が行った被害想定調査結果を以下のように検討し、本市にとっての具体的な地震防災対策に資する基礎資料とする。

第1 山梨県東海地震被害想定調査報告書(平成17年)

1 地震動・液状化

地震動については、市の南西部で震度5強、北東部で震度5弱が想定され、南西部の一部で震度6弱の地域が見られる。

液状化危険度は、「大」「中」「小」「極小」「対象外」の5段階で評価されるが、本市においては、国道20号線と139号線に挟まれた葛野川流域に「危険度大」の地域が見られるほか、南部に「極小」から「中」間での地域が点在する。その他は「対象外」である。

2 斜面崩壊

(1) 斜面崩壊危険度

本市の急傾斜地崩壊危険箇所のうち13箇所が「危険性が高い」、108箇所が「危険性がある」と想定され、また、地すべり危険箇所は3箇所が「危険性が高い」、8箇所が「危険性がある」と想定されている。

(単位：箇所)

	ランクA (危険性が高い)	ランクB (危険性がある)	ランクC (危険性が低い)	計
急傾斜地崩壊危険箇所	13	108	228	349
地すべり危険箇所	3	8	0	11

(2) 斜面崩壊による人家被害

急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、全壊16棟、半壊43棟である。

(3) 全箇所に対策工が施された場合の対策効果

県全体では1割強に被害を低減できるとされている。本市においても、全壊棟数1、半壊棟数4となり、全壊棟数、半壊棟数いずれも1割以上に被害を低減できる。

	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)
想定棟数	16	43
全箇所に対策工が施された場合	1	4

3 建物被害

本市は液状化の危険性が高い地域が少ないため、建物被害のほとんどは地震動そのものに伴うものである。なお、建物被害率は、大月市の建物棟数及び建築年代別建物棟数に基づき算出した。

木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
11,105棟	449棟	964棟	1,117棟	106棟	13,741棟

1950以前	1951～70	1971～81	1982以降	合計
3,598棟	2,661棟	3,308棟	4,174棟	13,741棟

(1) 揺れ・液状化による被害棟数

建 区 分	棟 数 (棟)						被 災 率 (%)					
	木造	RC造	S造	軽 量 S 造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽 量 S 造	その他	合計
全 壊	18	0	2	4	0	24	0.2	0.0	0.2	0.4	0.0	0.2
半 壊	759	4	10	6	5	784	6.8	0.9	1.0	0.5	4.7	5.7
大 破	8	0	2	2	0	12	0.1	0.0	0.2	0.2	0.0	0.1
中 破	26	1	3	5	0	35	0.2	0.2	0.3	0.4	0.0	0.3

(2) 揺れによる被害棟数

建 区 分	棟 数 (棟)						被 災 率 (%)					
	木造	RC造	S造	軽 量 S 造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽 量 S 造	その他	合計
全 壊	11	0	1	3	0	15	0.1	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1
半 壊	746	4	9	5	5	769	6.7	0.9	0.9	0.4	4.7	5.6
大 破	1	0	1	1	0	3	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
中 破	13	1	2	4	0	20	0.1	0.2	0.2	0.4	0.0	0.1

(3) 液状化による被害棟数

建 物 区 分	棟 数 (棟)						被 災 率 (%)					
	木 造	R C 造	S 造	軽 量 S 造	その他	合計	木造	R C 造	S 造	軽 量 S 造	その他	合計
全 壊 (=大破)	7	0	1	1	0	9	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
半 壊 (=中破)	13	0	1	1	0	15	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1

(4) 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、すべての建物が耐震補強・建替えがなされ、新耐震基準並みの強度を持つようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果を見ることとした。

対策効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は次のとおりである。

対策時の全壊棟数 (棟)						対策による全壊棟数の低減率 (%)					
木造	R C 造	S 造	軽 量 S 造	その他	合計	木造	R C 造	S 造	軽 量 S 造	その他	合計
1	0	0	2	0	3	9	0	0	67	0	20

このように全体としては、全壊棟数は対策前の約20%にまで減少する。これは、構造の大部分を占める木造建物の全壊棟数が対策前の約9%にまで低減していることが影響している。建物の耐震対策は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化を実施することで大きく被害を軽減することができることを示唆している。

(5) 火災

火災の発生想定に当たっては、次の3種類の時季、時刻を設定し、併せて、予知のあった場合を設定した。

- | |
|---|
| ① 冬 5 時：就寝中の人が多く火気の使用が少ない時刻 |
| ② 春秋 12 時：暖房器具が使用されない時季、時刻 |
| ③ 冬 18 時：暖房器具、厨房器具等火気の使用が最も多い時季、時刻 |
| ④ 予知あり：火気器具、電熱器具の使用が控えられるため、出火の原因は、電気器具・配線、化学薬品からの出火のみとされる。 |

本市の場合、冬5時、春秋12時では、火災の発生は想定されない。冬18時で消失棟数5が想定される。予知のあった場合の火災の発生は、0に抑えられる。

(単位：件)

	全出火件数	炎上出火件数		消火件数	焼失棟数
		木造	非木造		
冬 5 時	0	0	0	0	0
春秋 12 時	0	0	0	0	0
冬 18 時	1	1	0	1	5
予知あり	0	0	0	0	0

4 ライフライン被害

(1) 上水道施設

ア 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりである。

配水管延長 (km)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
205.4	9.4	0.05

注：配水管延長は、平成14年度水道統計調査より

イ 機能支障

上水道における機能支障（断水）は、発生直後の断水戸数は約4,308戸（約92.6%）とほぼ全戸で断水が想定され、発生1週間後でも約362戸（約7.8%）と高い断水率が想定されている。

需要家数 (戸)	断水率 (%)				断水需要家数 (戸)			
	直後	1日後	2日後	1週間後	直後	1日後	2日後	1週間後
10,988	12.9	8.1	7.6	0.7	1,419	894	839	71

注：需要家数（給水戸数）は、平成16年度末現在

ウ 復旧日数

全県的な復旧には約1ヶ月を要すると想定される。ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定によりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(2) LPガス

ア 機能支障

LPガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む。）は、641戸（5.9%）と想定される。LPガスは主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、建物被害と似た傾向となっている。

LPガス需要家数 (戸)	要点検需要家数 (戸)	LPガス機能支障率 (%)
10,927	641	5.9

注：全世帯数から都市ガス需要家数を差し引いたものをLPガス需要家数とした。

イ 復旧日数

復旧は都市ガスに比べると早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定される。ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定によりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(3) 電力施設

ア 物的被害

電力施設における物的被害は、電柱1基（0.01%）と想定される。

地中配電線			電 柱			架空配電線		
地中配電線 亘長 (km)	被害亘長 (km)	被害率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被害率 (%)	架空配電線 亘長 (km)	被害亘長 (km)	被害率 (%)
10.1	0.0	0.00	7,847	1	0.01	234.4	0.0	0.00

イ 機能支障

電力施設における機能支障は158戸（1.2%）と想定される。

需要家契約口数 (口)	停電率 (%)	停電需要家契約口数 (口)
13,204	1.2	158

注：需要家契約口数は、全県における一般家庭需要家契約口数（平成16年2月末現在）をもとに世帯数により市町村ごとに配分した。

ウ 復旧日数

復旧は他のライフラインに比べ早く、全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定によりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(4) 電話通信

ア 一般電話

(ア) 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル約0.1km（約0.36%）、電柱約34.2本（約0.61%）、架空ケーブル約0.3km（約0.25%）と想定される。一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりであるが、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
地中ケーブル延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
77.9	0.0	0.00	14,795	1.2	0.01	318.7	0.0	0.00

注1：電話通信設備量は、平成15年3月末現在

注2：電柱本数は、NTT交換ビル別電柱本数をもとに市町村別値を推定

(イ) 機能支障

通話機能支障件数は、14件（0.1%）と想定される。

加入件数 (件)	通話機能支障率 (%)	通話機能支障件数 (件)
14,758	0.1	14

注：加入件数は、全県における加入件数（平成15年3月末現在）をもとに、世帯数により市町村ごとに配分した。

(ウ) 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定によりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

イ 携帯電話

携帯電話の契約口数は、年々増加傾向にあるが、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる（仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日以内程度で可搬式基地局を設置し機能回復を図ることも可能と考えられる。）。携帯電話は無線と有線の併用による通信システムであることから、一般電話と比較した場合、地震による影響は受けにくいシステムではあるが、完全な無線通信ではないことから基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。

阪神・淡路大震災、芸予地震、新潟県中越地震、東日本大震災等過去の事例から判断しても、携帯電話は一般電話と同様に激しい輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。しかし、NTT東日本による災害用伝言ダイヤル(171)やNTTドコモ、au、ソフトバンクによる災害用伝言板サービス等の運用は

災害時において安否情報の確認などに大きな効果を発揮すると考えられる。

(5) 下水道

ア 物的被害、機能支障

下水道施設における物的被害、機能支障の想定結果は、次のとおりである。

下水道物的被害			下水道機能支障		
下水道管渠延長 (km)	土砂堆積延長 (km)	被害率 (%)	下水道処理区域人口 (人)	下水道機能支障人口 (人)	被害率 (%)
35.8	0.1	0.2	4,302	9	0.2

イ 復旧日数

全県的な復旧には約1箇月を要すると想定される。ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定によりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

5 交通施設等被害

(1) 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

本市で緊急輸送道路に指定されている国道20号線、139号線のいずれも、ランクB、Cである。

道路の利用可能想定結果に関するランク分類は、次のとおりである。

ランクAA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送に重要な影響が発生する可能性がある区間
ランクA	大規模な被害が発生する可能性がある区間或いはかなりの確立で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
ランクB	軽微な被害が発生する可能性がある区間或いはまれに被害が発生する可能性ある区間
ランクC	被害が発生する可能性がほとんどない区間

(2) 鉄道

地震時における鉄道施設の支障影響度の判定については、道路施設と同様とした。

大月市内の富士急行線では、斜面崩壊の影響を受けて、ランクAとされている。中央本線については、どの箇所もランクB及びCであるが、上野原市で通行不能になる箇所があるため、鉄道の利用に影響が出ることが予想される。

(3) 河川

国道20号線と139号線に挟まれた葛野川流域において、液状化の影響で河川堤防等に被害が発生する可能性がある。満水時と重なった場合には浸水被害に発展する可能性もある。

6 人的被害

(1) 死傷者

最大ケースの建物被害による死傷（朝5時、予知なしの場合）では、死者1人、重傷者11人、軽傷者約103人と想定される。建物被害に起因する死傷が要因としては最も割合が高く、次いで斜面崩壊、火災の順となっている。

また、予知があった場合、死者1人、重傷者4人、軽傷者40人と想定され、予知によって事前の的確な行動がとれることで被害を4割程度にまで低減することができる。

ア 建物被害、火災、斜面崩壊による死傷

(単位：人)

		5時			12時			18時		
		死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
建物被害	東海地震予知なしケース	1	11	103	1	8	74	1	8	70
	東海地震予知ありケース	1	4	40	1	3	28	1	3	27
火災	東海地震予知なしケース	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	東海地震予知なしケース	1	2	5	1	2	4	1	2	4
	東海地震予知ありケース	1	1	2	1	1	1	1	1	1
合計	東海地震予知なしケース	2	13	108	2	10	78	3	11	75
	東海地震予知ありケース	2	5	42	2	4	29	2	4	28

イ 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

- ・ 建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・ 斜面の対策工の実施
- ・ 家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を対策前と比べ大幅に低減することが可能である。建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、対策前に比べ大幅に被害を低減することができる。

(単位：人)

		5時			12時			18時		
		死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
東海地震予知なしケース		1	2	4	1	2	3	2	3	4
東海地震予知ありケース		0	1	2	0	1	2	0	1	2

(2) 要救助者

ア 木造、非木造別救助者数

死傷者とはほぼ同様の傾向にあり、最大ケースの（朝5時、予知なしの場合）要救助者は28人と想定され、また、予知ありの場合では10人と想定される。

朝5時において要救助者が最も高く、木造建物における需要が高い。昼間の

時間帯は非木造建物での要救助者数も高くなる。非木造建物の救助活動は木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間には夜間に比べて全体の要救助者数は減少するが、非木造建物を中心に困難性は増す可能性がある。また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間で多くの生き埋め者を救助することが可能である。

(単位：人)

	5時			12時			18時		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
東海地震予知なしケース	27	1	28	10	3	13	10	3	13
東海地震予知ありケース	9	1	10	4	1	5	4	1	5

イ 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで対策前の3分の1程度にまで要救助者数を低減することが可能である。

(単位：人)

	5時			12時			18時		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
東海地震予知なしケース	2	1	3	2	1	3	2	1	3
東海地震予知ありケース	1	1	2	1	1	2	1	1	2

7 生活支障

(1) 滞留旅客・帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の想定結果は次のとおりである。本市では県の想定する「富士北麓・東部圏域」内の5箇所の観光地区分から「大月・北都留」を対象に検討するものとする。

8月は1年の中でも観光客が多い時期であり、大規模地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者数も非常に多く発生する。昼間発災の場合、2,078人、夜間の場合でも1,737人が滞留すると想定される。

富士北麓・東部圏域（大月・北都留）

（単位：人）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間（10時～18時）	528	579	709	1,361	1,726	1,355	1,425	2,078	1,468	1,381	1,856	838
夜間（18時～翌10時）	210	282	267	323	730	428	1,006	1,737	522	437	515	260

(2) 医療機能支障

東海地震が発生した場合、本市の属する東部医療圏では多くの死者・重傷者が発生し、現状の医療体制では対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となるが、県全体としても手術・入院を要するような重症患者対応は困難となり、東京都など県外へ搬送する必要性が生じる。また、外来患者対応においても、対応が困難となる可能性がある。医療需給過不足数（要転院患者数含む。）は、次のとおりである。

（単位：人）

対応可能入院重症患者数	要転院患者数	重傷者数 +病院死者数 (5時)	対応可能 外来患者数	軽傷者数(5 時)	医療需給過 不足数		患者受入倍率	
					入院患者 対応	外来 対応	入院患者 対応	外来 対応
75	3	15	589	108	57	481	0.24	0.18

注1：要転院患者数の想定的前提

- ・被災した医療機関における入院患者のうち、高度な治療を要する転院の必要な患者の割合を50%とする。残り50%は病院のスペースや施設外で対応すると仮定
- ・医療機関の施設も地域内の他の建築物と同比率で被害を受けると仮定（RC造建物被害率と同じとした。）
- ・当該地区の焼失棟数率と同率の被害を受けると仮定
- ・ライフライン機能低下による医療機能低下としては、断水（或いは停電）した場合、震度6強以上地域では医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定

注2：医療需給過不足数の想定的前提

- ・発生患者は負傷者発生市町村の医療機関で対応するものとした。
- ・要転院患者数の想定と同様の考え方で、医療機関の建物被害やライフライン機能低下による医療低下率を仮定した。
- ・医療機関側の医療供給量は、重傷者の場合は一般病床数、軽傷者の場合は平常時の外来患者数をもとにした。
- ・重傷者対応の場合の需要発生数は重傷者数+医療機関での死者数とした（医療機関での死者は阪神・淡路大震災では全死者数の10%であったが、ここでは安全側に考え100%とした。）。
- ・震後の新規外来需要発生数は軽傷者数とした。
- ・死傷者数は地震が冬5時に発生した場合のものを用いた。時間帯が夜間等になると、医師等が参集困難となる状況が考えられるが、本想定では医師等スタッフがいる状況下を前提としている。

(3) 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で1,139人（376世帯）、1週間後で380人（125世帯）、1箇月後で171人（56世帯）と想定される。

また、発災1箇月以降の応急仮設住宅需要は35戸と想定される。

ア 短期的住機能支障

(ア) 短期的住機能支障想定結果

(単位：人（世帯）)

	避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計
発災1日後	50 (16)	61 (20)	629 (208)	740 (244)	27 (9)	33 (11)	339 (112)	399 (132)	77 (25)	94 (31)	968 (320)	1,139 (376)
発災1週間後	50 (16)	61 (20)	136 (45)	247 (81)	27 (9)	33 (11)	73 (24)	133 (44)	77 (25)	94 (31)	209 (69)	380 (125)
発災1箇月後	50 (16)	61 (20)	0 (0)	111 (36)	27 (9)	33 (11)	0 (0)	60 (20)	77 (25)	94 (31)	0 (0)	171 (56)

(イ) 避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

(単位：人)

避難所収容人数	避難所人口 (1日後)	避難所人口(1週間後)	避難所人口(1ヶ月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
4,001	740	247	111	3,261	3,754	3,890	0.18	0.06	0.03

注：想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所外避難の比率をもとに配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所はすべて震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

(ウ) 避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

(単位：人)

避難所収容人数	住居制約者数 (1日目)	住居制約者数 (1週間後)	住居制約者数 (1ヶ月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
4,001	1,139	380	171	2,862	3,621	3,830	0.28	0.09	0.04

注：想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所外避難の比率をもとに配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所はすべて震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

イ 中長期的住機能支障

(単位：世帯)

中期的住機能支障	長期的住機能支障			
応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建替え	自宅改修・修理
35	22	3	5	1

ウ 食料・飲料水需要量

食料需要量については、アの(ウ)の表の住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）＝食料需要者数と考えて、1人1日3食×3日間を前提とし、1日当たりの需要量を算出した。本市では発災後1日分の食料として、3,417食が必要となる。

飲料水については、本市では市の給水活動によって必要量が供給できると想

定されている。

食料需要量[直後数日](1) 日当たり食分)	飲料水過不足量(トン)		
	当日	2日目	3日目
3,417	47	52	52

注：飲料水過不足量の想定的前提

- ・給水の対象は断水地域の人口とした。
- ・給水必要量は3日目までは1人1日当たり3リットルとした。
- ・飲料水の供給量は市による応急給水量とした。市による供給量は、配水池の貯水量を上限とし、1日当たりの供給量は市の給水車及び給水タンク、貯水のう・ポリタンクによる1日の水輸送可能量(1日5回の輸送を想定)とした。

(4) 清掃・衛生支障

ア 仮設トイレ需要量

多くの住居制約者が発生した地域を中心に仮設トイレ需要が発生し、本市では発災1日後に3基の仮設トイレ需要が発生するものとされ、1週間後には2基の仮設トイレ需要に減少する。

なお、全県的には仮設需要に対応できるだけの仮設トイレ備蓄があるため、不足する市町村への備蓄トイレやレンタルトイレの輸送を実施し賄うことが可能であるが、仮設トイレを設置した場合、汚物回収が混乱する可能性があり、対策を講じる必要がある。

イ 住宅・建築物系の瓦礫

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系の瓦礫や公益公共系の瓦礫が発生する。住宅・建築物系の瓦礫量は次のとおりと想定される。

(単位：千トン(千立方メートル))

合計	木造被害による	非木造被害による	焼失による
10.4 (13.8)	5.6 (10.6)	4.7 (3.0)	0.1 (0.2)

第2 大月市地震被害想定調査報告書(平成10年)

大月市が平成10年3月に発表した「大月市地震被害想定調査報告書」の概要は、次のとおりである。なお、東海地震については、県の調査結果によるものとする。

想定地震 (地震規模)	南関東直下プレート境界地震 (マグニチュード7.0)	藤の木・愛川断層地震 (マグニチュード7.0)	
震度	ほとんどの地域で震度6弱	ほとんどの地域で震度6強~7	
液状化現象	危険性なし	危険性なし	
建築物被害	全壊棟数	488	8,369
	半壊棟数	3,052	2,571
	全半壊棟数	3,540	10,940
	(全半壊率)	(26.4%)	(81.6%)
火災被害	出火件数	7	27
	焼失棟数	7	138
危険物施設被害	可能性低い	1件程度	
LPガス ボンベ被害	容器転倒戸数	319	767
	ガス漏れ戸数	235	547
電気施設	停電契約口数	9,345	17,421

被害	停電率	(52.0%)	(96.8%)
水道施設	断水世帯数	5,275	8,775
被害	断水世帯率	(48.8%)	(81.1%)
鉄道被害	施設被害 不通区間	1箇所 発生しない	被害甚大 J R 笹子以東で不通
道路被害	施設被害 不通区間	なし 発生しない	被害甚大
人的被害	死者数	10 (建物倒壊)	431 (建物倒壊 427、火災 4)
	重傷者数	49 (建物倒壊 48、崖崩れ 1)	186 (建物倒壊 181、火災 4、崖崩れ 1)
	軽傷者数	708 (建物倒壊 704、崖崩れ 4)	2,078 (建物倒壊 2,066、火災 7、崖崩れ 5)
住居制約者	世帯数	2,940	8,485
	人数	9,341	27,018

注) 住居制約者とは、地震によって住んでいた家が倒壊・焼失することによって、従前住宅に居住困難となる者である。

第3 想定結果に基づく本市の取組み

本市において大規模地震が発生した場合の人的被害発生要因は、そのほとんどが建物の倒壊によるものとされ、火災、崖崩れによる死傷者はわずかしが想定されていない。建物被害の中でも木造建物の被害が極めて多い。本市の建築物は、昭和56年の建築基準法（新耐震設計指針）施行以前に建築されたものが全体の約70%と高く、全建築物に占める木造建築物の割合も約80%と高い。

山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）では、耐震化等が施された場合の対策効果を想定している。これによると、①建物の耐震補強・建替えによる耐震化、②斜面の対策工の実施、③家具転倒防止器具の設置といった対策が行われた場合、大幅な被害の軽減が図られるとしている。

このように、これら木造建物の耐震補強を行うことは、即座に被害時の人的被害の低減に直結すると考えられる。

したがって、本市においては、被害想定結果を防災対策推進上の目安として公共建築物、特に防災上重要となる施設の耐震化を図るとともに、住民に対して住宅耐震化の必要性の周知と啓発による、住宅の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守るための取り組みとする。

第2章 地震災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

総務管理課	産業観光課
建設課	地域整備課
消防本部	消防団

市は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 市街地の整備等

地域整備課は、災害に強い市街地の形成のため、各種事業等を推進する。

1 市街地の整備

住みよい市街地の形成及び機能的な都市行動の確保を目指すとともに、災害を最小限に食い止めるために、駅を拠点とした周辺整備、市街地整備事業を推進する。

特に、大月駅周辺や鳥沢駅南地区では、市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯となる道路、都市公園を整備するなど防災に配慮した土地区画整理事業を推進する。

2 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を有している。

緑のマスタープラン等に基づき、特色ある公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の確保に努める。

3 宅地開発の規制

県は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、安全な宅地造成の指導、監督に努め、地域整備課は、県の災害防止に協力する。

第2 建築物の安全化

1 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。本市においては、JR大月駅周辺の市街地2.6haが防火地域に指定されているが、今後も必要に応じ、防火地域、準防火地域の指定を拡大し、耐火建築物、準耐火建築物または防火構造の建築物の建築を促進する。

(2) 市営住宅の不燃化

建設課は、既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、

不燃化の推進を図る。新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間を創出するように努める。

2 建築物の耐震化

関係各課は、各建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律等による耐震診断・改修を推進する。

(1) 公共建築物の耐震化

防災上重要な公共施設について耐震性・耐火性を備えた施設への改築、補強等の耐震改修に努める。

(2) 一般建築物等の耐震化

耐震改修の相談窓口を開設し、建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修について相談業務、知識の啓発・普及を行う。

また、危険な建築物の所有者に対し、建築物の補修、窓ガラス、外装材等落下物の予防措置の指導を行う。自動販売機の転倒、看板等の落下、落下物ブロック塀の倒壊、煙突の折損等を防止するため、所有者に対し、安全確保を指導する。

第3 道路・橋りょうの整備

建設課、産業観光課は、災害時の緊急輸送路等を確保するため、道路・橋りょうの整備を推進する。

1 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本市では、国道20号線、139号線等が市内幹線道路として重要であり、被災により不通となったときは、市域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国、県に要請する。

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせ整備する。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持、管理に努める。

2 橋りょうの整備

緊急度の高い橋りょうから順次点検を実施し、地震による地震動等の安全性に配慮した補強、整備に努める。

第4 ライフライン施設等の整備

地域整備課及び関係機関は、災害によるライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強い施設づくりを推進する。

1 水道施設

災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。

水道施設については、日本水道協会制定の水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針等により施設の耐震化を推進する。

2 下水道施設

市街化の拡大に対応し、汚水の迅速な排除が行えるよう下水道の整備拡大に努める。下水道施設の設計及び施工では、耐震性の確保を推進する。

3 電気施設

電気施設について、今後とも耐震強化に努めるとともに、防災資機材の整備等の災害予防を推進する。

4 電話施設

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

第5 水害予防対策の推進

1 河川の整備

建設課は、河川の重要水防箇所等に対し、関係機関と連携、協力し、河川構造物の整備、改修を推進する。

2 水防体制の強化

総務管理課、建設課、消防本部は、消防団、関係機関と連携し、水害による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

<水防体制の強化事項>

- 河川情報の観測施設の整備、管理
- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

3 平常時の巡視

建設課、消防本部は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努める。

第6 土砂災害予防対策の推進

1 危険区域の指定、整備

建設課、産業観光課は、県に対し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。

2 ソフト対策等の推進

総務管理課、建設課、産業観光課は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等の規定に基づき、土砂災害警戒情報システム等を活用し、次のようなソフト対策等の推進に努める。

<土砂災害防止の対策事項>

- 危険区域の周知（ハザードマップ等による周知）
- 警戒避難体制の確立
- 住宅等の新規立地の規制
- 既存住宅の移転促進等

第3節 大震火災対策の推進

総務管理課 消防本部 消防団

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市及び消防本部は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第5節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 予防対策の強化

消防本部は、火災予防のため、事業所等に対する予防対策を推進する。

1 火災予防査察の強化

消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対し、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

2 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火管理講習を実施するとともに、防火対象物にかかる消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。

3 建築同意制度の効果的運用

建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度の効果的運用を図る。

4 危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。

また、消防法の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

資料編 ・ 地区別危険物施設数

5 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

6 火災予防運動の推進

市民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

- (1) 春秋火災予防運動の普及啓発
- (2) 講習会、講演会等による一般啓発
- (3) 報道機関等による防火思想の普及
- (4) 婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成

第2 消防力の強化

消防本部は、火災の防止のため、消防力の強化を推進する。

1 資機材等の整備及び点検

国や県の補助制度を活用し、消防車両、資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行う。

2 消防水利の整備

計画的な消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の設置を図るとともに、地域の実状に応じた自然水利の活用検討など、消防水利の整備に努める。

3 消防団の強化

消防団の強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努める。

資料編	・ 消防力の整備状況 ・ 消防資機材保有状況 ・ 防火水槽設置状況
-----	---

第3 家庭に対する指導

市及び消防本部は、自主防災組織等を通して、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

1 地震防災に関する知識の修得

2 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進

3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置

4 防災訓練等への積極的参加の促進

第4節 生活関連施設の安全対策の推進

総務管理課	地域整備課
消防本部	消防団

上水道、簡易水道、下水道、電気、ガス、電話等の生活を支えるシステムの損壊は、被災者の日常生活に大きな支障が生じるだけでなく、ガス漏れのところに電気が復旧したための火災の発生等、ライフライン関係機関相互の連携も重要であり、各施設の耐震性の向上や復旧の迅速化を推進するとともに、各家庭での簡易ガスボンベの固定など、火災発生要因の除去を図る。

第1 水道施設安全対策

地域整備課及び関係機関は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により施設の整備を推進する。

1 水道水の確保

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・

配水管の耐震性の強化を図る。

3 電力施設の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

4 不足資器材の調達

不足資器材等の調達は、市指定給水装置工事事業者または、他の水道事業者に応援を要請する。配水管等は市において備蓄しておくものとする。

第2 下水道施設安全対策

地域整備課は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保する。

1 下水道施設の現況

本市の下水道普及の状況は、平成26年3月31日現在次のようになっている。

人	口	処理区域内人口	水洗化人口	普及率	水洗化率
26,878	人	4,585	人	17.1%	68.0%

2 公共下水道事業の推進

道路整備や上水道整備などの市街地整備と整合を図りつつ、事業認可区域内の下水道整備を推進するとともに、事業認可区域の拡大に努め、市街地の環境保全と河川や地下水の水質汚濁防止を図る。

3 山間地の下水道整備

山間地における処理については、地域の特性に配慮しつつ、合併処理浄化槽や小規模下水道等の整備を推進する。

4 公共下水道の加入促進及び水洗化の推進

下水道の整備効果が円滑に得られるよう、整備区域内の加入促進及び水洗化の向上に努める。

5 事業投資の効率化

下水道整備事業の経営基盤を確立するため、道路整備事業などの他の基盤整備と連携した事業展開を進め、効率的な事業投資に努める。

6 桂川流域下水道との連携

本市の下水道事業は、桂川流域下水道事業計画の関連公共下水道施設整備事業であるため、山梨県と連携を図りながら事業を推進する。

第3 電気施設安全対策

東京電力(株)山梨支店は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 簡易ガス安全対策

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の利用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス利用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第5 液化石油ガス安全対策

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- (4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- (2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

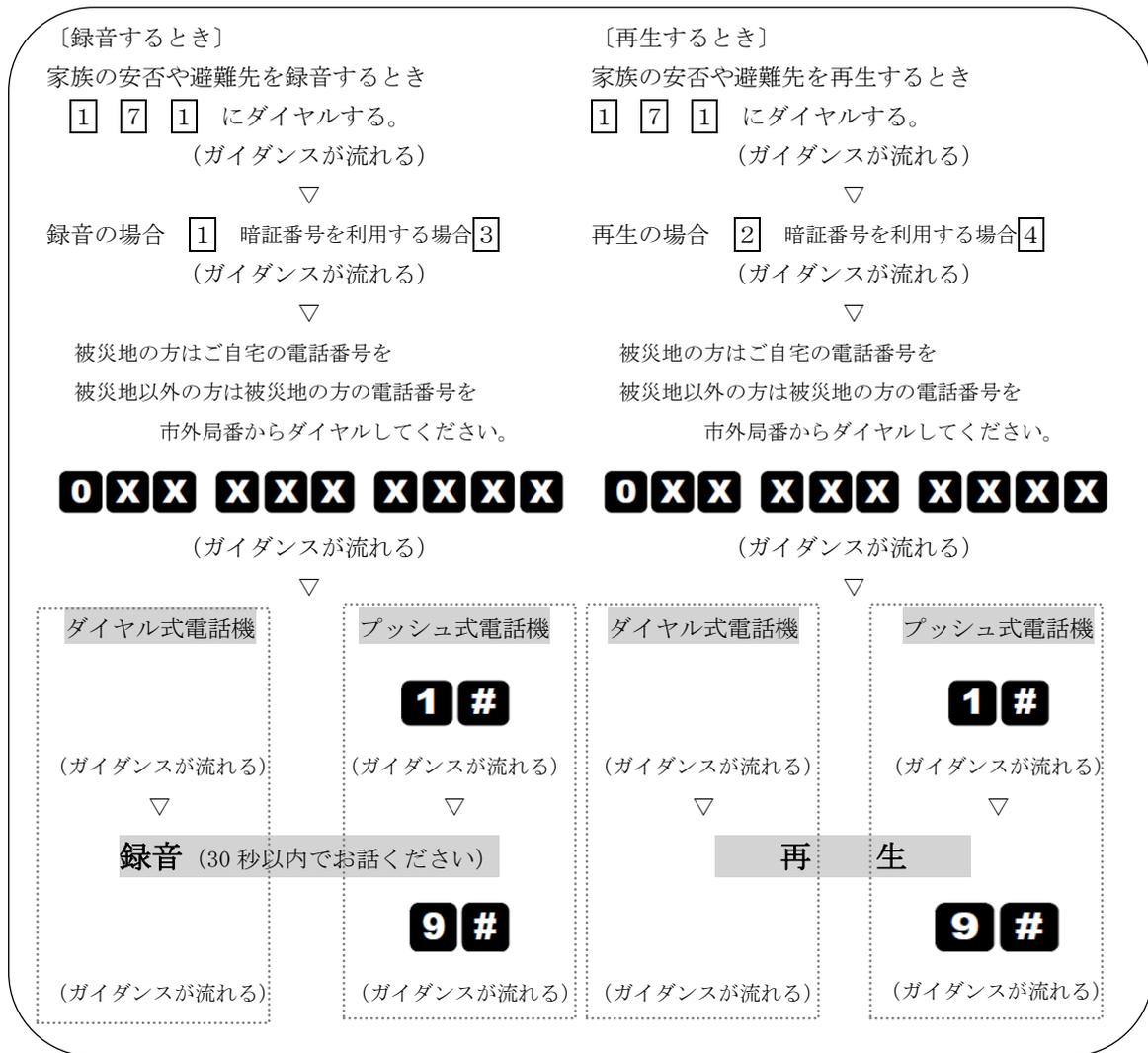
2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 特設公衆電話の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、東日本電信電話(株)山梨支店が開設する災害用伝言ダイヤル「171」の利用案内等の周知に努める。



4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 可搬型移動無線機
- (2) 車載型衛星通信地球局
- (3) 非常用移動電話局装置
- (4) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (5) 応急復旧ケーブル
- (6) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

6 防災訓練の実施

本章第10節「防災訓練に関する計画」により、大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な防災訓練を年1回以上実施するものとする。

第7 鉄道施設安全対策

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。
 - ア 橋梁の維持、補修
 - イ のり面、土留の維持及び改良強化
 - ウ トンネルの維持、補修及び改良強化
 - エ 建設設備の維持、補修
 - オ 通信設備の維持
 - (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。
 - (3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。
- 2 防災資機材の整備
 - (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
 - (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。
- 3 要員の確保
 - (1) 緊急連絡体制の整備
 - (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 建築物災害予防計画

総務管理課	建設課
消防本部	消防団

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 公共施設災害予防対策

- 1 老朽建築物の改築促進
 - (1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。
改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。
 - (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。
- 2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物については、災害応急活動の拠点となる市役所、避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震調査を実施してきたので、緊急度や優先順位を定め、建替計画や耐震補強を推進する。
- 3 建替時等の措置

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

(1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。

(2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

第2 建築物の耐震計画（大月市耐震改修促進計画の促進）

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その設計段階等において審査、確認、指導が行われ、その実効が図られているところである。

しかし、市及び県が実施した地震被害想定調査によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と協力して、こうした所有者等の取り組みを支援するとともに、住宅・建築物の所有者、県、市、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を分担し、耐震化の促進に努める。

1 一般建築物の耐震性向上

(1) 住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保する。特に、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者等は、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努める。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

建設課等に「耐震相談窓口」を開設し、住民の相談に応じる。

2 公共建築物の耐震性向上

(1) 市有施設の耐震診断結果を基に、補強の必要な建物は速やかに、かつ、計画的に耐震改修を行う。

(2) 避難、救護及び災害対策活動等の拠点となる学校施設、社会福祉施設等防災上重要な建築物の耐震化を推進する。

3 建築物の耐震性の強化を周知、普及するため、関係者の講習会を開催する。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀や石塀などの倒壊により多くの死者が出た。また、倒れた塀が道路をふさぎ、避難、救助、消火活動を妨げることもあった。

また、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖の地震等による被害の状況からも、ブロック塀の安全対策の必要性が改めて指摘されています。

ブロック塀に関しては、建築基準法施行令第62条の8により、補強コンクリートブロック造の塀に関する規定が定められている。したがって、この規定を遵守した構造とするよう、市では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとと

もに、こうした建築物の所有者等に対して適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう指導していく。

また、規定に沿ったブロック塀を造ることも必要だが、ブロック塀に代えて生け垣などを設け、緑のある安全で安心なまちづくりを形成することも重要であるため、通学路沿い、避難場所周辺、公道に面した住宅等の生け垣化を啓発、推奨していく。

第4 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機	所有者・管理者	転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。
危険建物	所有者	倒壊のおそれのあるものは取り壊しを行う。

第5 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏えい等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市及び消防本部は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第6節 防災施設・資機材の整備計画

一般災害編第2章第4節「防災施設・資機材の整備計画」を準用する。

第7節 広域応援体制整備計画

総務管理課

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

本市の締結している協定は、資料編に掲げるとおりである。

- | | |
|-----|--|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none">・山梨県常備消防相互応援協定書・消防相互応援協定・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書・大規模災害発生時における相互応援に関する協定書・災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書・災害時における応急対策業務に関する協定書・災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定書・災害時における物資の供給に関する協定書・災害時における救援物資の提供に関する協定書・特設公衆電話設置に関する覚書・災害時相互応援協定書 |
|-----|--|

第2 協定の充実等

市は、協定締結市町村等と、締結している相互応援協定の内容を適宜見直しし充実を図るとともに、平常時からの連携強化に努める。特に、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県外の市町村との相互応援協定の締結について、検討するものとする。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、総務管理班に受入窓口を設置し、指揮連絡系統の明確化を図り、併せて職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第4節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

総務管理課	産業観光課
消防本部	消防団

大地震による災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、市を始めとして各防災関係機関の地震に関する防災対策のみでなく、住民一人ひとりが自分の生命、自分の身体、自分の財産は、まず自分で守る、ということ認識し行動することが被害を少なくする第一義的な原点である。震災時において沈着冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協同の精神を発揮して住民による自発的な防災組織、また施設あるいは事業所別の防災組織を組織し、防災関係機関と住民とが一体となったより効果的な地震防災対策を推進する必要がある。

このため、市を始めとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的に行い、住民の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言等を図るものとする。

また、平素からの防災意識の高揚と自主防災組織活動の推進により減災に取り組むものとする。

第1 市職員に対する市の役割

市は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について防災に関する教育を行うものとする。

市は、市職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努める。

内 容	方 法
<ul style="list-style-type: none"> ・地震に対する基礎知識 ・東海地震と地震予知、警戒宣言とこれに基づく措置及び情報伝達 ・市が実施している地震対策と課題 ・地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的に取るべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等） ・緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得 ・その他 <p>年度当初に各所属等において実施する職場研修等により、上記事項に関する防災対策について周知徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会、研修会の開催 学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。 ・検討会 防災訓練と併せて開催し、業務分担等の認識を深める。 ・見学、現地調査 防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。 ・印刷物等の配布 災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

第2 住民等に対する市の役割

市は防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市を始めとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減する鍵となる。

したがって、市は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資器材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災組織との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、発災時に速やかな応急対策の実施が図れるよう計画を作成する

ものとする。

1 住民に対する防災知識の普及

市は、住民が地震発生時及び警戒宣言発令時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう、防災週間に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

内 容	方 法
<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震及び地震に対する基礎知識 ・危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識 ・東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法 ・警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識 ・防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要 ・住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備 ・緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得 ・災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の活用 ・ハザードマップなど、防災関係資料の作成・配布 ・ハローページに掲載されている「レッド・ページ」の活用 ・防災行政無線、CATVの活用 ・社会教育の場の活用 ・県立防災安全センターの活用 ・防災関係資料の作成、配布 ・防災資機材・防災映画、ビデオ等の貸出し ・防災・気象情報のインターネット等への配信

2 幼児、児童、生徒等に対する教育

市は、幼児、児童、生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、東京電力(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

第3 家庭の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災組織への参加・協力

第4 自主防災組織の役割

大規模地震の際には、次のような状況により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

- (1) 電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる。
- (2) 道路が遮断され、消防活動等が困難になる。
- (3) 各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される。
- (4) 水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる。

このような状況のなかで、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が必要になる。そこで市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成される自主防災組織の充実強化を推進する。

1 方針

自主防災組織の育成は、第一義的には市の責務であるが、組織の性格及び地域差等によりその組織の持続性には困難性が伴うと考えられる。しかしながら大規模地震が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されることも予想される。このような事態において被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らの情報の受理、伝達方法、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護等を行うことが必要である。また、これらの防災活動を行うにあたり、住民各自がばらばらに行動するのでは、効果的な防災活動は期待できない。住民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できるものである。

したがって、現在の自主防災組織を日ごろから震災の発生を予想した訓練等を積み重ねてさらに強力なものとするように努める。

2 自主防災組織の編成

本市における自主防災組織は、自治会を単位として現在165団体が組織されているが、その編成は、各地域の実情に合わせたものとするが、おおむね次のような内容のものとする。

会	情報連絡班	正しい情報の収集、伝達 ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	初期消火班	火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
長	救出救護班	資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	危険箇所を避けて避難場所への迅速、安全な避難
	給食給水班	飲料水、非常食品の確保、炊き出し

3 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	初 期 消 火 班 "
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救 出 救 護 班 "
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救 出 救 護 班 " "
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市防災関係機関や隣接自主防災組織との連絡方法の確立	情 報 連 絡 班 "
避 難 対 策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	避 難 誘 導 班 " "
給 食 給 水 対 策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給 食 給 水 班 " "
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加	各 班 "
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 班 "

4 非常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は初期消火班出動	全 員 " 初 期 消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救 出 救 護 班 "
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救出救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送	各 世 帯 救 出 救 護 班 "
情 報 対 策	1 各世帯による情報連絡班への被害状況報告 2 情報の集約と市等への報告 3 隣接自主防災組織との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	各 世 帯 情 報 連 絡 班 " " " "
避 難 対 策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避 難 誘 導 班 " "
給 食 給 水 対 策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給 食 給 水 班 " "

第5 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく防災計画の作成等、各事業所の防災化と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての指導・助言を行う。

第6 相談窓口の設置

市は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を総務管理課に設置する。

第9節 災害ボランティア活動環境の整備計画

福 祉 課
地域整備課

災害ボランティアは、自主防災組織など既存の防災体制を補完し、効果的な地震対策を推進する上で大きな役割を果たすことが期待されるため、市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第14節「災害ボランティア支援計画」の定めるところによる。

第1 災害ボランティアの登録及び環境整備

	災害ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	応急危険度判定士	災害時には、被災建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

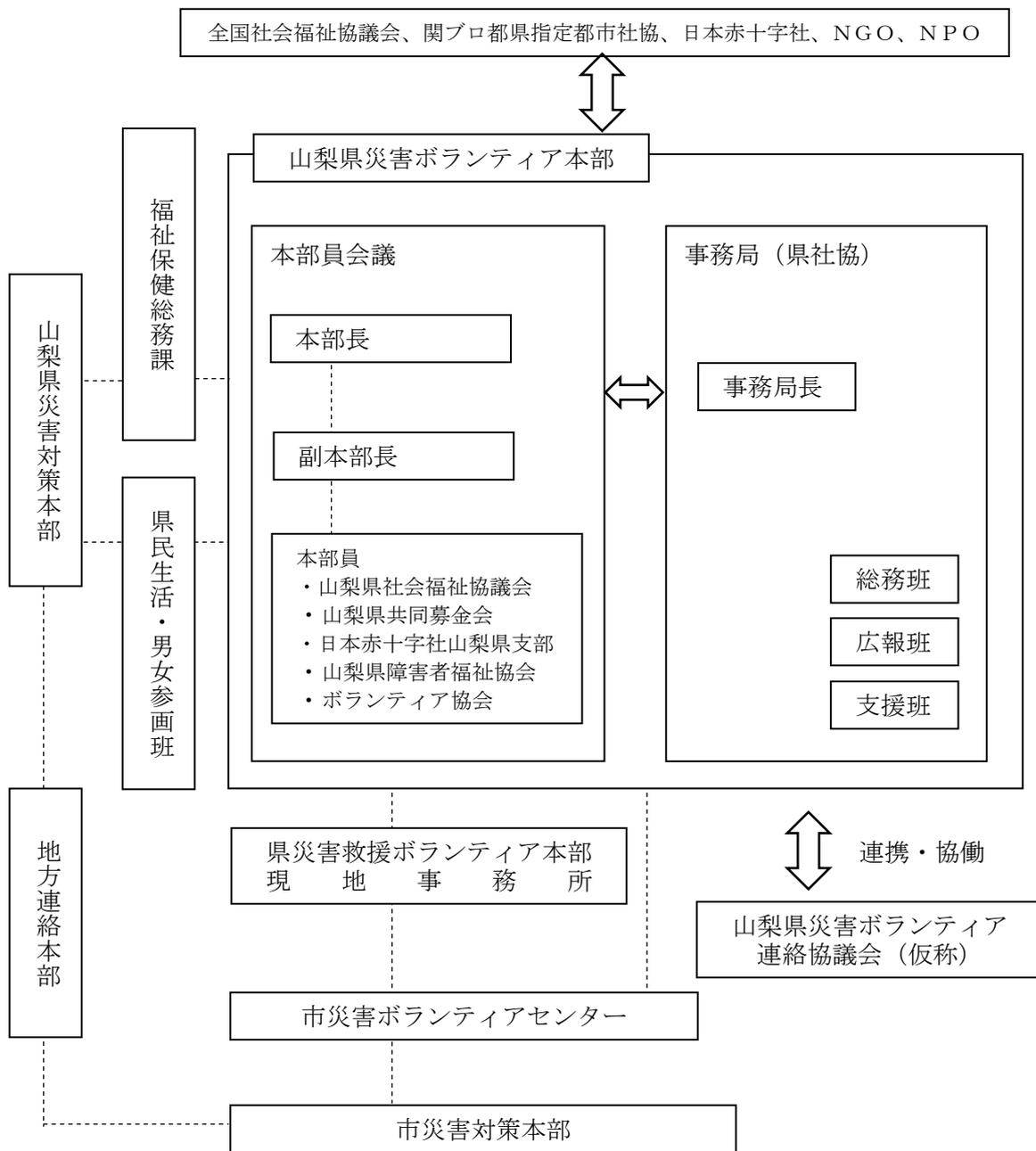
第2 山梨県災害救援ボランティア本部

現在、山梨県社会福祉協議会や日本赤十字社山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われている。

山梨県社会福祉協議会等では、平常時のボランティア登録及び研修、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県災害救援ボランティア本部を整備が図られており、市社会福祉協議会と連携調整を行う中で、市災害ボランティアセンターの組織整備が行われています。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努めるものとする。

<山梨県災害救援ボランティア本部組織>



第10節 防災訓練に関する計画

総務管理課	福祉課
保健介護課	消防本部
	消防団

防災訓練については、一般災害編第2章第3節「防災訓練に関する計画」を準用するものとするが、予知可能な東海地震並びに南関東直下型地震、活断層による地震等突発的に発生する地震に対する訓練を次により実施し、これらの地震に対してその対応に万全を期すものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

第1 東海地震防災訓練

県の実施する防災訓練に併せて、毎年1回東海地震の警戒宣言発令及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達等を中心とした実践的な総合訓練を実施し、市がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

第2 突発的に発生する地震防災訓練

突発的に発生する直下型地震を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の訓練を実施する。

第3 個別防災訓練

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次の個別防災訓練を実施する。

1 職員の動員、本部運営訓練

- (1) 勤務時間外における突発地震の発生を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の収集伝達、本部体制の確立訓練
- (2) 勤務時間外に東海地震注意情報発表又は警戒宣言が発令された場合を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の伝達訓練

2 情報の収集伝達訓練

- (1) 防災行政無線やアマチュア無線資格者による様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練
- (2) 初動体制職員による情報の収集伝達訓練

3 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練

市と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難勧告の実施、消防団等による消防相互応援等を含む訓練

4 応急対策訓練の実施

大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な下記内容の防災訓練を年1回以上実施するものとする。

- (1) 警戒宣言等の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置
- (4) 大規模地震発生時の災害応急対策

＜ライフライン関係対策機関＞

機関又は種別	組 織	連 絡 先
下水処理	地域整備課	0554-20-1855
ごみ処理	大月都留広域事務組合	0554-20-2651
し尿処理		
上水道	東部地域広域水道企業団	0554-22-0099
簡易水道	地域整備課	0554-20-1856
東京電力(株)	山梨支店	0120-995-882
N T T 東日本	山梨支店	055-237-5631

第11節 要配慮者対策の推進

総務管理課	市民課
企画財政課	福祉課
保健介護課	産業観光課
建設課	地域整備課
教育委員会	消防本部
消防団	

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

なお、本計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第13節「要配慮者対策の推進計画」の定めによるものとする。

第1 社会福祉施設対策の推進

市は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障害者等いわゆる避難行動要支援者であることから、予防査察等の機会を利用し、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災設備等の整備

消防法等により整備を必要とする防災設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、設備機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道、ガス等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

市との連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、地域の協力を得られるよう、地域の自主防災組織と協力した訓練を実施する。

第2 外国人及び観光客対策

地理に不案内な観光客や、災害に対する知識に乏しく日本語の理解も不十分な外国人に対し、平常時から基礎的な防災情報の提供等、防災知識の普及に努める。

1 観光客

山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）によると、大月・北都留地域で東海地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者は、最も多い8月の昼間で2,000人を超えるとされている。したがって、これらの観光客に対しては、各観光地でポスター、チラシ等により、啓発を図るものとする。

2 外国人

被災外国人に適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図る。通訳ボランティアの主な業務は、次のとおりである。

(1) 外国人負傷者の手当て等の際の通訳

(2) 市が実施する各種応急対策の内容の被災外国人への説明

(3) その他被災外国人のニーズの把握・伝達

第3 幼児、児童、生徒保護対策

学校等（保育所を含む。）の管理者は地震の発生に備え、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にしておくとともに、幼児、児童・生徒の防災教育に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童、生徒の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。
勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 幼児、児童、生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童、生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校に開設される避難所の運営に教職員が動員される状況も予想されるため、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう必要な支援に努める。

2 地震防災教育指導

幼児、児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 児童・生徒に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 災害ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

各課共通

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第1 災害対策本部設置前の警戒体制

1 警戒活動

総務管理課長は、次の2に掲げる「災害予防本部」の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、警戒活動を指示する。

項目	内容
活動基準	・市域で震度4の地震が発生したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。
配備体制	・第1配備（本章第2節「職員配備計画」参照）
配備要員	・部長等、総務管理課長及び法制防災担当職員 ・秘書広報課、建設課、産業観光課、地域整備課の課長及び課長が指名する職員
活動内容	・地震情報等の収集・伝達 ・被害情報に関する情報収集 ・市民への地震情報等の伝達
活動の終止基準	・予想された災害の危険が解消したと認められるとき。 ・災害が拡大し、災害予防本部へ移行したとき。

2 災害予防本部設置

総務管理課長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害予防本部を設置する。

項目	内容
設置基準	・市域で震度5弱、5強の地震が発生したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。
設置、指揮の権限	・総務部長 ・総務部長不在等の場合は、総務管理課長
設置場所	・総務管理課
配備体制	・第2配備（本章第2節「職員配備計画」参照）
配備要員	・総務管理課職員全員 ・全部課等の長及び課等長が指名する職員 ・その他、情勢に応じて増員していくものとする。
活動内容	・地震情報等の収集・伝達 ・市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達 ・市民への地震情報等の伝達
廃止基準	・予想された災害の危険が解消したと認められるとき。 ・災害が拡大し、災害対策本部へ移行したとき。

第2 災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置するものとする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を要するとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 震度6弱以上の地震が市内に発生したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、庁舎内総務管理課に置く。ただし、本庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、第2庁舎に設置する。本庁舎、第2庁舎とも被災した場合は、本部長の判断により被害を受けていない施設に設置する。

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を市役所正面玄関及び本部室前に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部・班	庁内放送、市防災行政無線、一般電話、メールマガジン「職員防災・災害情報」等
県	F A X
大月警察署	一般電話等
市内関係機関	市防災行政無線、一般電話、メールマガジン「おおつき 防災安全メール」等
出張所	一般電話等、市防災行政無線、メールマガジン「職員防災・災害情報」等
一般市民等	市防災行政無線、広報車、CATV、メールマガジン「おおつき 防災安全メール」等
報道機関	一般電話、口頭、文書（放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせに基づく様式1）等

資料編 ・ 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせに基づく様式1)

5 本部長職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に不在、登庁困難又は登庁に時間を要する場合は、次の順位で職務を代理する。

第1順位 副市長 第2順位 教育長

第3 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」別表1及び別表2の定めるところによる。

2 各組織の役割

本部長	市長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	災害対策本部組織図（一般災害編第3章第1節「応急活動体制」別表1）参照	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
本部連絡員	本部長が指定する班より各1名	本部会議の決定事項等の連絡を行う。
対策部長	総務部長、市民生活部長、産業建設部長、教育次長、病院事務長、消防長	本部長の命を受け、対策部内の調整を行う。
班長	本部長が定める。	対策部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が定める。	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

3 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

本部会議の開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置後 ・その他本部長が必要と認めたとき。
本部会議の構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部組織図（一般災害編第3章第1節「応急活動体制」別表1）参照
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・総務管理課
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・応急対策活動の調整 ・災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止 ・自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ・警戒区域の設定、避難の勧告・指示 ・災害救助法の適用申請 ・応急対策に要する予算及び資金 ・国、県等への要望及び陳情 ・その他災害対策の重要事項

第4 地域対策支部（各出張所）

各出張所は、所管区域内の被害や避難者の状況等の災害情報を把握し、災害対策本部が効果的に機能するよう補完的な活動を行う。

ただし、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したときは、各出張所に地域対策支部を設置する。地域対策支部には、事前指名された地区担当職員及び交通途絶等により非常参集した職員等が集まり、その機能をより強化する。

なお、初期活動がおおむね完了したとき、又は適当と認めたときは、地区担当職員等は本来の所属部署に戻り、地域対策支部は廃止する。

(1) 名称、位置、所管区域

名称	位置	電話番号	所管区域
笹子出張所	大月市笹子町黒野田 1359-7	0554-25-2301	笹子町の区域
初狩出張所	大月市初狩町中初狩 100	0554-25-6051	初狩町の区域
七保出張所	大月市七保町林 943	0554-24-7018	七保町の区域
猿橋出張所	大月市猿橋町猿橋 81	0554-22-0542	猿橋町（小篠地区を除く。）の区域
富浜出張所	大月市富浜町鳥沢 1900	0554-26-5301	富浜町の区域
			猿橋町小篠地区
			梁川町下畑地区
梁川出張所	大月市梁川町綱の上 1391	0554-26-2115	梁川町（下畑地区を除く。）の区域

(2) 地域対策支部（各出張所）の活動内容

- 所管区域内の住民組織（自主防災組織等）との連絡
- 所管区域内の災害情報のとりまとめ
- 所管区域内の災害広報
- 所管区域内の被災者相談

第5 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。

第6 県の現地対策本部との連携

市は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

この場合、受入施設は、市本部設置施設内とする。

第2節 職員配備計画

各課共通

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

第1 職員の配備基準

1 配備基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

組織	配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
	第1 配備	① 市域で震度4の地震を観測したとき ② その他市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集、伝達 ・ 応急対策活動に着手 	部等長、総務管理課長及び法制防災担当職員並びに次に掲げる課等の長及び必要に応じ長が指名する職員 秘書広報課、産業観光課、建設課、地域整備課
災害 予防 本部	第2 配備	① 市域で震度5弱、5強の地震を観測したとき ② その他市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集、伝達 ・ 災害（地震にあっては二次災害）の注意、警戒 ・ 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる体制 	総務管理課職員全員並びに全部課等の長及び長が指名する職員
災害 対策 本部	第3 配備	① 市内全域にわたる大規模な被害が発生したとき ② 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき ③ その他市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の組織及び機能のすべてによる応急対策活動 	全 職 員

備考 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 各課等の配備体制

平常時課等名	災害予防本部体制		災害対策本部体制
	第1配備	第2配備	第3配備
部等長	全員	全員	全職員
総務管理課	課長及び法制防災担当	全員	
秘書広報課	課長及び指名職員	課長及び指名職員	
企画財政課		課長及び指名職員	
会計課		課長及び指名職員	
議会事務局		局長及び指名職員	
税務課		課長及び指名職員	
市民課		課長及び指名職員	
福祉課		課長及び指名職員	
保健介護課		課長及び指名職員	
産業観光課	課長及び指名職員	課長及び指名職員	
建設課	課長及び指名職員	課長及び指名職員	
地域整備課	課長及び指名職員	課長及び指名職員	
学校教育課		課長及び指名職員	
社会教育課		課長及び指名職員	
短大事務局	※ 短大の定める基準による		
中央病院	※ 中央病院の定める基準による		
消防本部	※ 消防本部の定める基準による		

第2 配備体制

1 参集計画の策定

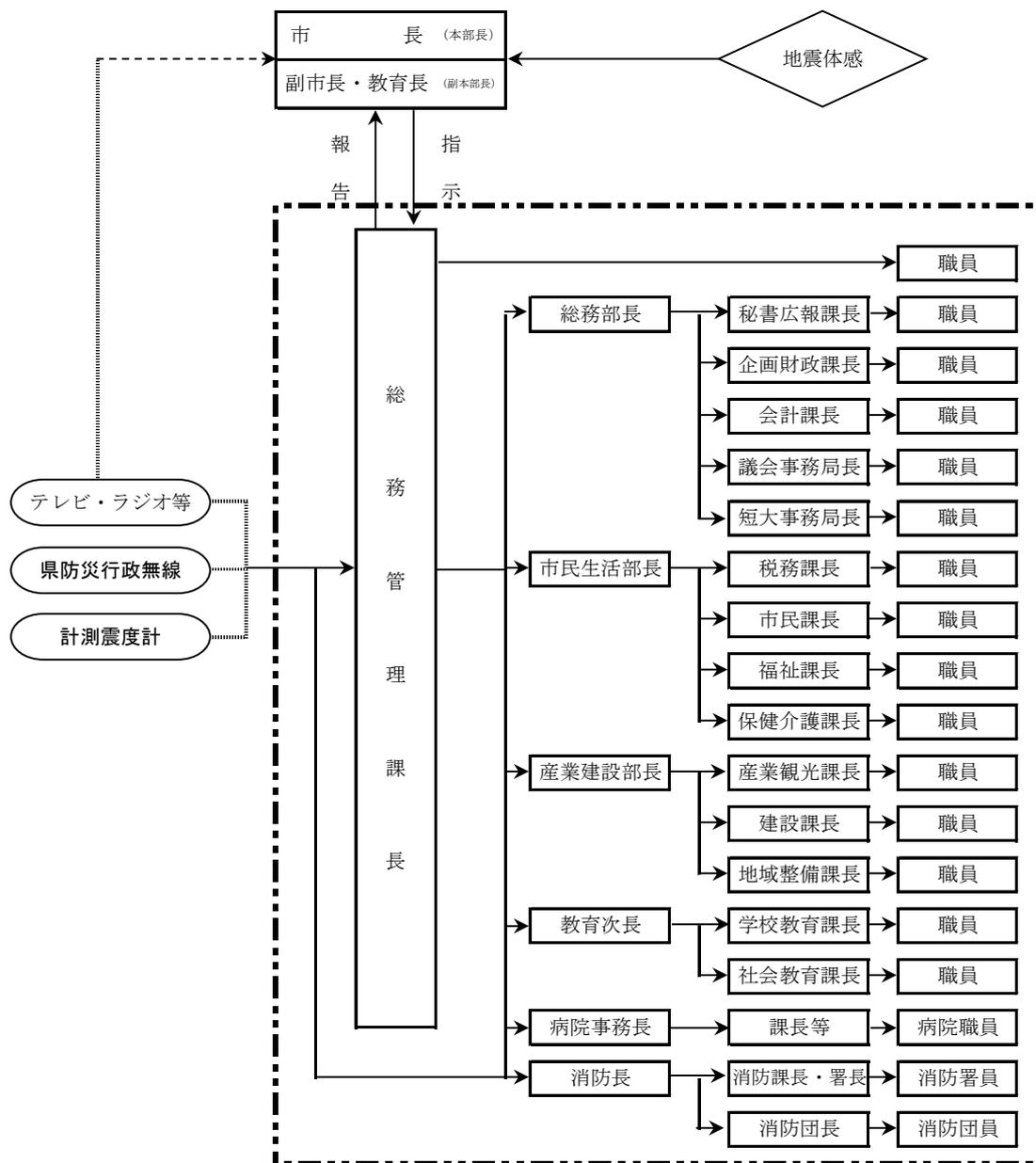
- (1) 市長は、災害対策本部編成表に基づく各部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の動員計画を策定し、地震発生時には、職員を自動的に所定の勤務場所に参集させるものとする。
- (2) 各部課長等は、所属職員の動員名簿を作成し、市長に提出する。
- (3) 各部課長等は、動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、前記動員名簿に基づき動員個人表を作成し、あらかじめ職員に通知する。
- (4) 各部課長等は、人事異動等により動員名簿の内容に変更を要する場合は、速やかに変更した動員名簿を市長に提出するとともに、該当職員に対し、変更した動員個人表を送付する。
- (5) 地震が発生したときは、職員は動員計画に基づき災害応急対策を実施する。

資料編 ・職員動員関係様式（様式第1号・様式第2号）

2 勤務時間内における配備

- (1) 動員伝達

- ア 大規模な地震が発生した場合、総務管理課長は、本部長（市長）の指示により非常配備を決定し、各部課長等にこれを伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。また、消防団長にも非常配備を伝達する。
- イ 各部課長等は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



(2) 初動期における緊急措置

各部長は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。

(3) 配備体制

各部課長は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

3 勤務時間外における配備

- (1) 勤務時間外における職員の配備は、「5 動員」の項に定めるところによる。

(2) 本部長は、職員の参集状況と災害の推移経過を勘案し、本編成による配備体制ができる間、初動体制職員により緊急対策班を編成し、応急措置を行う。

(3) 配備状況の報告

各部課長は、所属職員の参集状況を記録し、本部長（又は代理者）に適宜報告する。

(4) 配備体制の移行

各部課長は、(2)に定める緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

(5) 災害活動の相互援助

各部課長は、本部長（又は代理者）の指示があったときは、自らの部以外の災害活動についても協力する。

(6) 災害活動の報告

各班長は班員の災害活動状況につき把握し、適宜各自の部長に報告する。

4 初動体制職員の指名

市長は、初動体制の確立を図るため、庁舎近傍に居住する職員（徒歩30分以内で参集できる職員）を、あらかじめ初動体制職員として指名しておく。初動体制職員は、勤務時間外に災害が発生した場合、直ちに登庁し、緊急対策班を編成して、各種情報収集、報告等初動体制にあたるものとする。

5 動員

(1) 勤務時間外の初動体制

ア 震度4以上の地震が発生した場合

各震度に対応した配備基準に従い、該当の要員は災害対策本部及び外部の所属勤務場所に参集し、あらかじめ定められた所掌業務を行う。

イ 宿直者の対応

宿直者は、総務管理課職員や初動体制職員が参集するまで、地震災害の情報収集及び連絡等を行う。

ウ 自主参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、職員は速やかに各自の所属先に参集するものとする。

なお、震度5弱、5強の地震により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

エ 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。交通途絶等で困難なときは、最寄りの出張所もしくは避難所へ参集する。

なお、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したときは、事前指名された地区担当職員は、担当地区内の被害状況を把握し、地域対策支部（各出張所）に参集し、報告する。

オ 自主参集後の初動体制

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	全職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4 参集	<p>(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、各自の所属先に参集する。</p> <p>(2) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの出張所若しくは避難所に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。</p> <p>(3) 参集の報告</p> <p>参集した班員は、班長に参集報告を行う。以下、次のとおり、それぞれ参集状況をとりまとめ、本部長へ報告を上げる。</p> <pre> graph LR A[参集した班員] -- 参集報告 --> B[各班長] B -- 報告 --> C[各対策部長] C -- 報告 --> D[総務対策部長] D -- 報告 --> E[本部長] </pre>
5 被害状況の報告	<p>(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。</p> <p>(2) 各所属長は、被害状況を総務管理課長に集約する。</p>
6 緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務に当たる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害応急対策配備体制に戻る。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- (ア) 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防本部、警察等と連絡）
- (イ) 災害対策本部員会議開催準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- (ウ) 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- (エ) 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- (オ) 避難所の開設（住民の避難状況、避難所の被災状況の把握）
- (カ) ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

(2) 参集時の留意事項

ア 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具、カメラ等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

イ 参集途上の措置

(ア) 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

(イ) 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適

切な措置を講じてから参集するものとする。

(3) 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急対策班を編成して必要な業務を行う。

第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

一般災害編第3章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

第4節 応援協力要請計画

一般災害編第3章第4節「応援協力要請計画」を準用する。

第5節 広域一時滞在計画

一般災害編第3章第5節「広域一時滞在計画」を準用する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第7節 地震災害情報等の収集伝達計画

総務管理課

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達を行うものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 山梨県に關係する地震に関する情報等の種類及び内容

種 類	内 容
ア 震 度 速 報	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（気象庁が定める地域）、地域内の最大震度と地震の揺れの発現時刻を速報
イ 震 源 に 関 す る 情 報	震度3以上が観測され、津波による被害のおそれがない場合、地震の震央地名と震源の緯度、経度、深さ及び地震の規模（以下、震源要素という）を発表。
ウ 震源・震度に関する情報	震度3以上を観測した地震等の、震央地名、震源要素と震度3以上の地域名と市町村名を発表
エ 各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地震の震央地名、震源要素、観測点ごとの震度を発表
オ 地震に関するその他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震の活動状況等に関する情報、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報など
カ 推計震度分布図	震度5弱以上が観測された場合に1km四方ごとに推計した震度4以上の図情報

(2) 甲府地方気象台の情報伝達・発表基準

種 類	伝 達 基 準
ア 震 度 速 報	関東・甲信越・東海地方のいずれかで震度3以上を観測した場合
イ 震 源 に 関 す る 情 報	伝達基準：本州中部付近の震度観測点で震度3以上の揺れが観測された場合で、津波による被害の心配のないとき（気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。）
ウ 震源・震度に関する情報	伝達基準：県内の震度観測点で震度3以上を観測したとき、隣接地域で震度4以上を観測したとき及びその他の地域で震度5弱以上を観測したとき（気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。） 緊急地震速報（警報）を発表したとき
エ 各地の震度に関する情報	発表基準：県内の震度観測点で震度1以上を観測したとき。
オ 地震に関するその他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震の活動状況等に関する情報、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報など
カ 推計震度分布図	全国のいずれかで震度5弱以上を観測し、山梨県内で震度4以上が推計された場合
キ 地 震 解 説 資 料	山梨県内で震度4以上を観測した地震や地震による被害が発生した地震など詳細な情報が必要とされる場合に、地震の概況、県内での震度観測状況、過去の地震活動状況や今後の推移、二次災害への防災上のコメント等を解説する

(3) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地

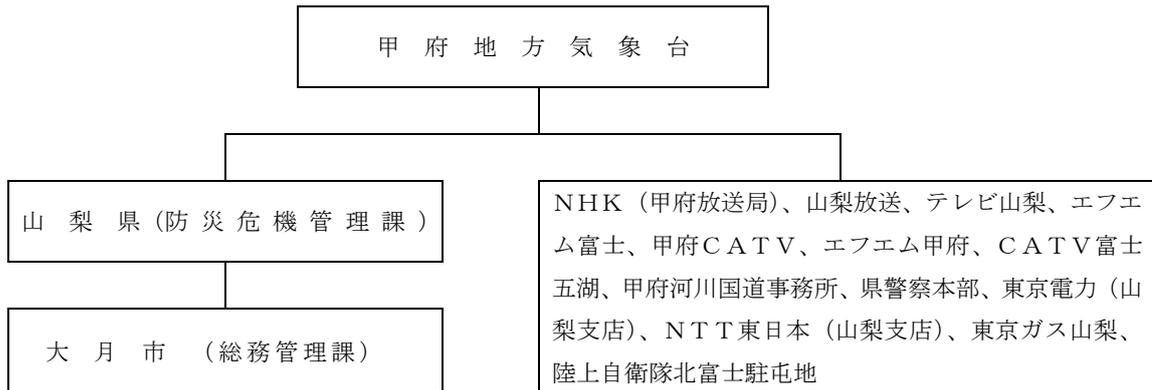
域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6以上の揺れが予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(4) 伝達先



2 地震情報の収集

市は、市役所に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

3 地域住民への地震情報の伝達

地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

(1) 伝達内容は、次のとおりとする。

- ア 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報
- イ 地震防災応急対策の指示

(2) 指示内容を例示すると、次のとおりである。

- ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- イ 電話使用を自粛すること。
- ウ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。
- エ 被害が発生した場合は、区長を通じて市役所に報告すること。
- オ 被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

第8節 被害状況等報告計画

各課共通

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 地震情報の収集

市は、地震が発生した際には、速やかに市役所に設置されている計測震度計により市域の震度を把握するとともに、テレビ・ラジオ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度・被害状況等を把握するものとする。

2 被害状況の把握

市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

ア 各職員、総務管理班等による情報収集

各職員、総務管理班等は、災害の初期情報の収集活動に努める。

(ア) 初期情報の収集方法

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間内	初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する。
総務管理班	県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。	
	住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。	
	消防署班に市民通報の状況を問い合わせ、殺到しているときは、その状況を県防災危機管理課及び総務省消防庁に報告する。	
秘書広報班	本部長が特に必要と認めるときは、被災地の現地調査を行う。	
地域対策支部	所管区域内の災害情報の収集を行う。 特に事前指名された地区担当職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したときは、担当地区内の被害状況を速やかに把握し、総務管理班に報告する。	

(イ) 被害概況、活動状況の報告

関係各班は必要に応じて被害概況・活動状況を総務管理班に報告する。
なお、災害当初においては次の項目のうち①～⑤の情報収集に努める。

- | | |
|-------------|------------------------|
| ①人 的 被 害 | ②火 災 の 発 生 状 況 |
| ③家屋等の被災状況 | ④市民の行動・避難状況 |
| ⑤土砂災害等の発生状況 | ⑥道路・橋りょう被害による通行不能路線・区間 |
| ⑦医療救護関係情報 | ⑧その他必要な被害報告 |

イ 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
① 地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
② 火災の発生状況	消防本部、消防団、自主防災組織
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	消防本部、大月警察署、市内医療機関（北都留医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東日本電信電話(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店、東京電力(株)山梨支店、(社)山梨県エルピーガス協会、地域整備課、東部地域広域水道企業団
⑤ 道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、富士・東部建設事務所、中日本高速道路(株)八王子支社大月保全・サービスセンター、東日本旅客鉄道(株)大月駅、富士急行(株)交通事業部、富士急山梨バス(株)
⑤ 堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、富士・東部建設事務所、消防団
⑥ 住民の避難状況	施設管理者、自主防災組織、大月警察署
⑦ 学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	教育委員会、施設管理者、北都留医師会

ウ 災害時優先電話による収集

市役所に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

エ 自主防災組織からの情報収集

各地域の自主防災組織は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

オ 郵便局との情報の相互提供

市は、大月郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、大月郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に提供し、市内の被災状況等を把握する。

カ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

キ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により市内のアマチュア無線局設置者の協力を求めて各地域の災害情報を収集する。

資料編 ・災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書

(2) 第2段階に収集する情報

ア 各部における調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

イ 各地区の被害調査

(ア) 担当課による調査

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集する。また、状況によってはあらかじめ定めた区分に従い、担当の課が担当地区を調査する。

(イ) 調査班による情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各課の調査要員の確保が難しいため、必要により建設班を中心に調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

なお、出動に当たっては、応急対策活動に支障等が生じるおそれがあるため、車両を使用せず、オートバイ、自転車等を利用する。

第2 情報のとりまとめ

総務管理班は、各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長に報告する。

地域対策支部は、所管区域内の災害情報をとりまとめ、総務管理班を支援する。

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体の被害の状況 ○ 各事項ごとの詳細な内容の整理

第3 災害情報の報告等

一般災害編第3章第8節「被害状況等報告計画」の定めるところによる。

第9節 広報計画

総務管理課 秘書広報課
消防団

一般災害編第3章第9節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ、正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

第1 実施機関

地震発生時の広報活動は総務管理班及び秘書広報班が行うものとするが、災害の状況によっては各部及び消防団等と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段

市は、地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

- 1 防災行政無線放送（資料編に掲げる広報文例による。）
- 2 メールマガジン「おおつき 防災安全メール」による広報
- 3 市のホームページ、インターネットによる広報
- 4 広報車による巡回広報
- 5 広報紙・チラシの配布、掲示板への掲示
- 6 自主防災組織を通じたの広報

7 報道機関への協力要請による広報

資料編 ・ 地震発生に伴う広報文例

第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき防災対策
- 10 避難場所や避難所の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項

1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、状況に応じオートバイ等を用いて広報を行う。

広報にあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 要配慮者への広報

CATVへ障害者や外国人に対する放送（手話通訳・字幕入放送・文字放送、外国語放送）を依頼するとともに、これらの放送を視聴するよう広報を行う。

また、必要により外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災組織、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

4 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

＜震災時に有効な広報手段及びその特色＞

伝達手段	種別	特色
広報車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
市防災行政無線	被 生	〃
掲示板	生 安	各避難場所・避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	生 安	各避難所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
市ホームページ	被 生	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能
インターネット	被 生 安	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能
C A T V	被 生 安	受信可能地域では最も入手しやすい地元密着型情報手段

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

第5 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、電話がつながりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」をN T Tが開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

第10節 災害通信計画

一般災害編第3章第10節「災害通信計画」を準用する。

第11節 消防計画

総務管理課	建設課
消防本部	消防団

大規模地震による被害から、住民の生命、財産を保護するため、次のとおり効率的な消防活動を図るものとする。

なお、本計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第12節「消防計画」の定めによるものとする。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災による次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。

- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

第2 震災被害

第1に掲げるような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

1 初期活動

大地震が発生し、被害が予想される場合は、直ちに次の措置をとり活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 車両等の安全確保
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

2 消火活動

- (1) 大地震は、人命に対する多様な危険現象を複合的に発生させるが、最も被害を増大させるものは、二次的に発生する火災である。

したがって、大地震時においては、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力をあげて火災の早期鎮圧及び延焼防止を図らなければならない。

- (2) 大規模火災又は爆発事故が発生し、消防各部の活動では効果が得られないと判断した場合は、速やかに災害対策本部長に増強隊を要請するとともに、消防団との積極的な協力活動を実施するものとする。
- (3) 火災の延焼が拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、近接市町に応援を要請するものとする。

ア 応援部隊の集結場所の指定

(ア) 応援部隊の集結場所を指定する。

(イ) 集結場所には、地元の誘導部員を派遣しておく。

イ 応援部隊の水利の誘導

延焼阻止線に最も近いしかも安全な道路を選んで誘導する。

3 防火水利

大地震時には、消火栓の使用は不可能と予想されるので、自然流水、防火水槽又はプール等の水利を有効に利用して消火活動にあたるものとする。

4 救出・救助活動

大地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通機関の混乱などが複合し、大規模な人身災害が予想されることから、人命の救出、救助については、防火活動に優先して行うものとする。

5 避難路の確保

- (1) 大地震時においては、二次災害による火災が発生した場合、当該地域から住民が安全に避難できるよう火災の鎮圧と延焼防止に全力を傾注し、安全な避難路を確保するものとする。

- (2) 火災現場における避難誘導は、消防隊が消防団、地域住民の協力を得て、安全な一定区域まで行うものとする。

第3 地震発生時の警防対策

1 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

(1) 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近接住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防本部等との連絡に努めるものとする。

(2) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

(3) 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難場所である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護のための防御活動に全力を傾注するものとする。

(4) 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資器材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動に当たるものとする。

(1) 各分団器具置場に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに器具置場に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。

(2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

第4 自主防災組織等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

第5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- (5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- (6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第6 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

また、災害の状況、当該市町村の消防力及び当該市町村の属する都道府県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、当該都道府県知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

資料編 ・ 山梨県常備消防相互応援協定書 ・ 消防相互応援協定

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

第12節 緊急輸送計画

一般災害編第3章第17節「緊急輸送計画」を準用する。

第13節 交通対策計画

一般災害編第3章第18節「交通対策計画」を準用する。

第14節 災害救助法の適用計画

一般災害編第3章第19節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第15節 避難計画

総務管理課	企画財政課
会計課	短大事務局
福祉課	保健介護課
産業観光課	教育委員会
消防本部	消防団

一般災害編第3章第20節「避難計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の役割

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うものとする。

- (1) 家から最も近い避難場所を2箇所以上確認しておき、避難場所に至る経路も複数の道路を設定しておくものとする。
- (2) 避難場所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難場所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (4) 避難行動要支援者に対しては日ごろから避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

2 市の役割

平素から避難方法等を検証し、地域住民の意見を取り入れた避難計画策定への配慮、防災訓練の実施や防災マップの作成配布等により、住民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。その内容の住民等に対する周知徹底を図る。

3 避難場所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

第2 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握

する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により被災建築物応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。被災建築物応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町村又は県に応援を要請する。

資料編 ・ 避難場所と避難所一覧

3 避難所管理職員の派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、避難所管理職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。

4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 避難行動要支援者の保護

一般災害編第3章第20節「避難計画」第7「福祉避難所の開設」に定めるところにより、福祉避難所を開設して、避難行動要支援者の保護に努める。

6 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレを開放するほか、備蓄簡易トイレの使用、協定に基づく応援要請等により仮設トイレを確保し、設置する。

資料編 ・ 食料等備蓄の状況
・ 市備蓄倉庫
・ 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書

7 避難所における生活環境への配慮

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置を行う。また、避難所の安全性確保のための巡回警備の実施、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、避難所の生活環境が常に良好なものとなるように努める。

第3 広域一時滞在者

県は、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、県営住宅又は県職員宿舎等を活用し避難者の受け入れに努めるとともに、本章第5節「広域一時滞在計画」により、関係市町村等との調整を図るものとする。

市は、市町村・県の区域を越えた避難者について、市営住宅等を活用し受け入れに努めるものとする。

第16節 要配慮者、避難行動要支援者対策計画

一般災害編第3章第11節「要配慮者、避難行動要支援者対策計画」を準用する。

第17節 医療助産計画

一般災害編第3章第21節「医療助産計画」を準用する。

第18節 防疫計画

一般災害編第3章第22節「防疫計画」を準用する。

第19節 食料及び生活必需物資供給計画

税務課	市民課
保健介護課	産業観光課

一般災害編第3章第23節「食料供給計画」及び第24節「生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第1 必要物資の把握

施設管理者、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

第2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、備蓄品の放出、協定締結市町村や市内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、高齢者など要配慮者の避難状況等を把握して、要配慮者に配慮した調達に心掛けることとする。

資料編	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書
	・大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
	・災害時における物資の供給に関する協定書

第3 救援物資の集積及び供給

食料並びに生活必需品等の救援物資及び調達品（以下「物資等」という。）の一時集積場所を次のとおり定め、市役所（本部設置場所）、ヘリポート、県で定めた緊急輸送道路等と結ぶ道路を緊急に啓開すべき道路とし、第1に啓開を図るものとする。

＜ 救援物資・調達物資等一時集積所 ＞

名 称	所 在 地	電話番号
大月市勤労青年センター	大月市猿橋町猿橋 867	0554-23-1271
総合グラウンド	大月市七保町下和田 1000	—

緊急輸送道路については、一般災害編第3章第17節「緊急輸送計画」第4「緊急輸送路の確保」に定めるところによる。

第4 避難所における物資等の供給

1 物資等の調達、配送等は次の区分にて行う。ただし、災害救助法が適用になった場合は、知事の指示により調達するものとする。

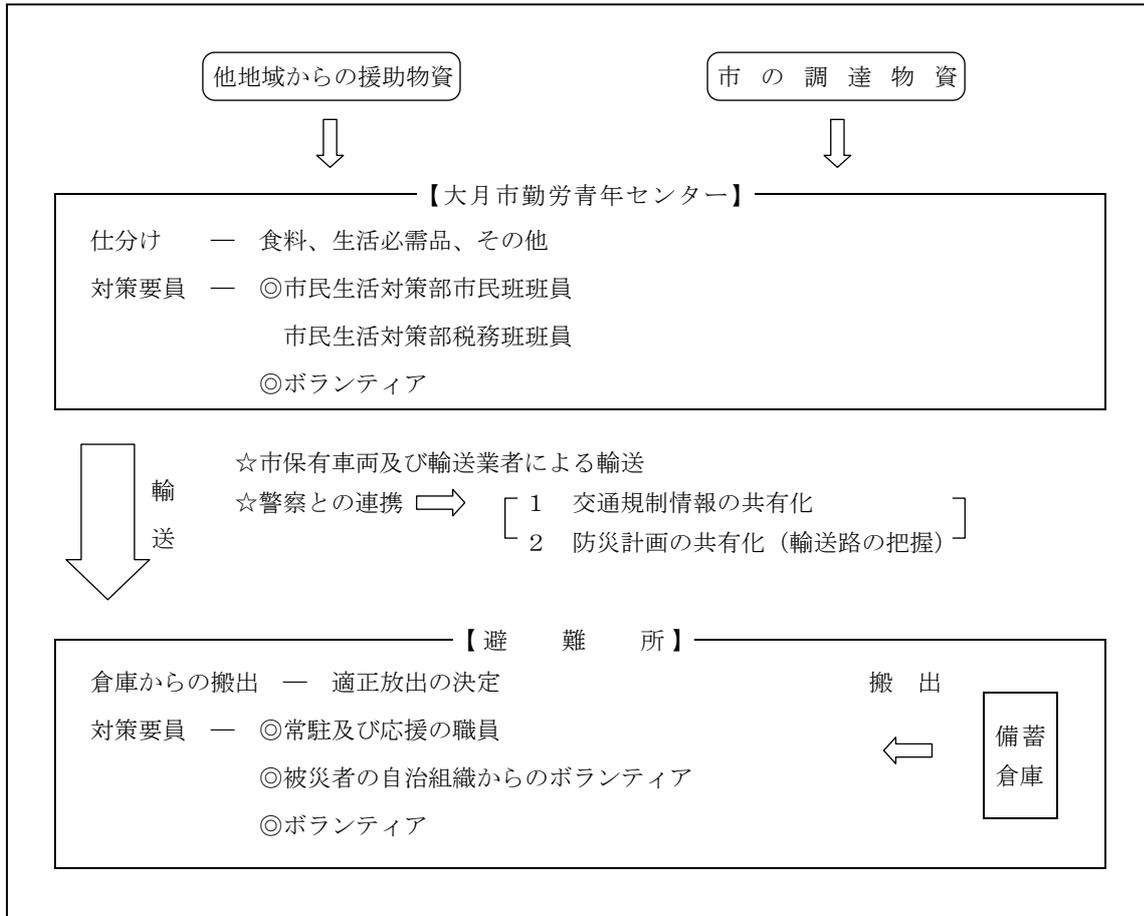
対 策 部 ・ 班		実 施 内 容
主	副	
市民生活対策部市民班	市民生活対策部税務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資等の確保、供給、緊急輸送 ・ 炊き出しの実施、支援 ・ 物資集配拠点の設置 ・ 物資等の受入れ、仕分け等
総務対策部総務管理班	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有車両、民間車両の確保、調達、配車

2 物資等が大量であり、かつ、迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアの協力を得て行う。

3 震災による被害が甚大で、長期にわたり避難所を開設する場合の物資等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うように心掛ける。

区 分	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布 (季節を考慮したもの)
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの (煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等 テレビ・ラジオの設置
第 三 段 階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 洗濯機等の設置

第5 物資等供給までの流れ



第20節 給水計画

一般災害編第3章第25節「給水計画」を準用する。

第21節 教育計画

教育委員会

一般災害編第3章第26節「教育計画」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第1 教育委員会

1 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画をたてるものとする。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

第2 学校

1 地震発生後の措置

児童・生徒 在 校 中	<ol style="list-style-type: none">1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、家庭科教室（調理室）の稼働の可否については必ず報告するものとする。6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。
児童・生徒 不在 時	<ol style="list-style-type: none">1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。3 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。

2 その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携
- (2) 児童・生徒の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみを使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

第3 社会教育施設

1 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

2 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第22節 災害廃棄物処理計画

一般災害編第3章第27節「災害廃棄物処理計画」を準用する。

第23節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

企画財政課 建設課
地域整備課

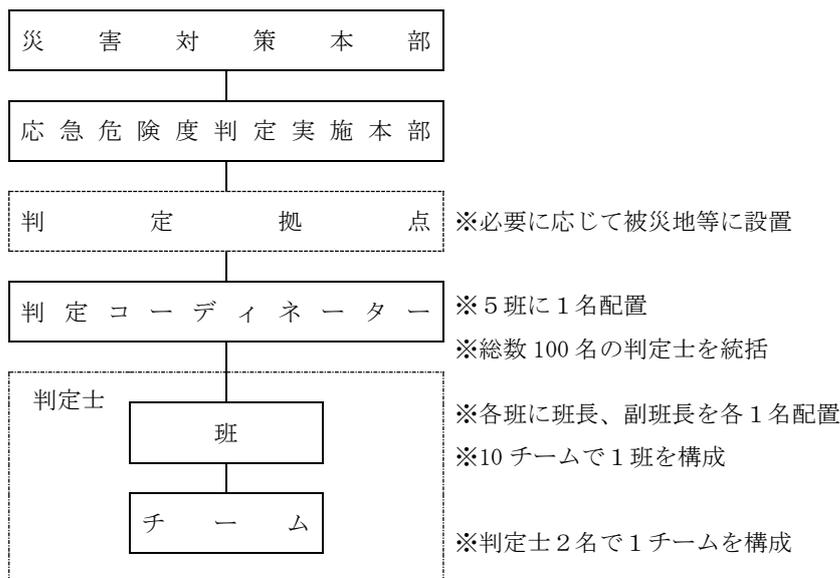
一般災害編第3章第28節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。

第1 被災建築物の応急危険度判定

1 応急危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置し、被災建築物応急危険度判定業務マニュアル等に基づき判定作業を行う。

(1) 応急危険度判定実施本部の組織



(2) 応急危険度判定実施本部の業務

- ア 実施本部、判定拠点の設置
- イ 県等への支援要請
- ウ 判定士の参集要請、派遣要請
- エ 判定士の受け入れ
- オ 判定の実施
- カ 判定結果の集計、報告等

2 応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき、次の業務を行う。

(1) 判定実施計画の作成

- (2) 判定資機材等の準備
- (3) 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- (4) 市民への広報、相談等

3 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。判定コーディネーターは、マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

判定コーディネーターの業務の内容は、次のとおりである。

- (1) 判定実施の準備
- (2) 判定士の受け入れ準備
- (3) 判定士の受け付け
- (4) 判定士の判定作業の説明
- (5) 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、次のとおり「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼りつける。

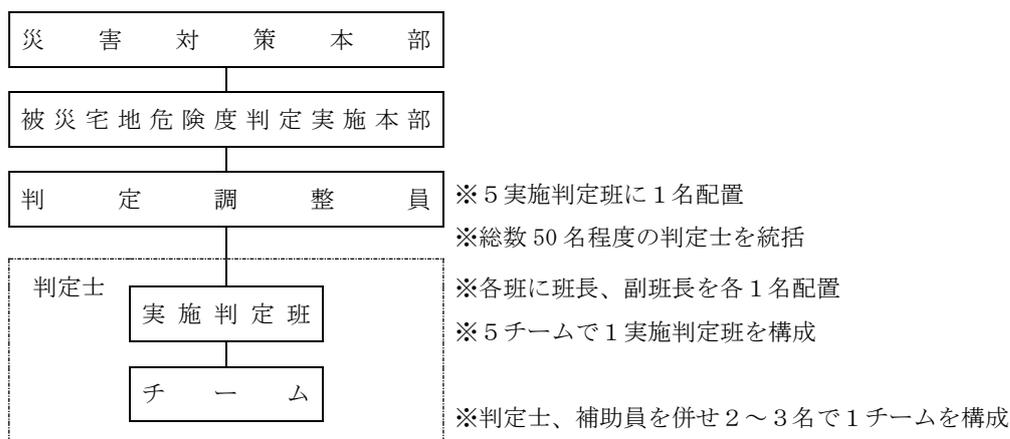
判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危 険	赤 色	その建築物には立ち入らないこと。
要 注 意	黄 色	立ち入りには十分注意すること。
調 査 済	緑 色	建築物は使用可能

第2 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の組織

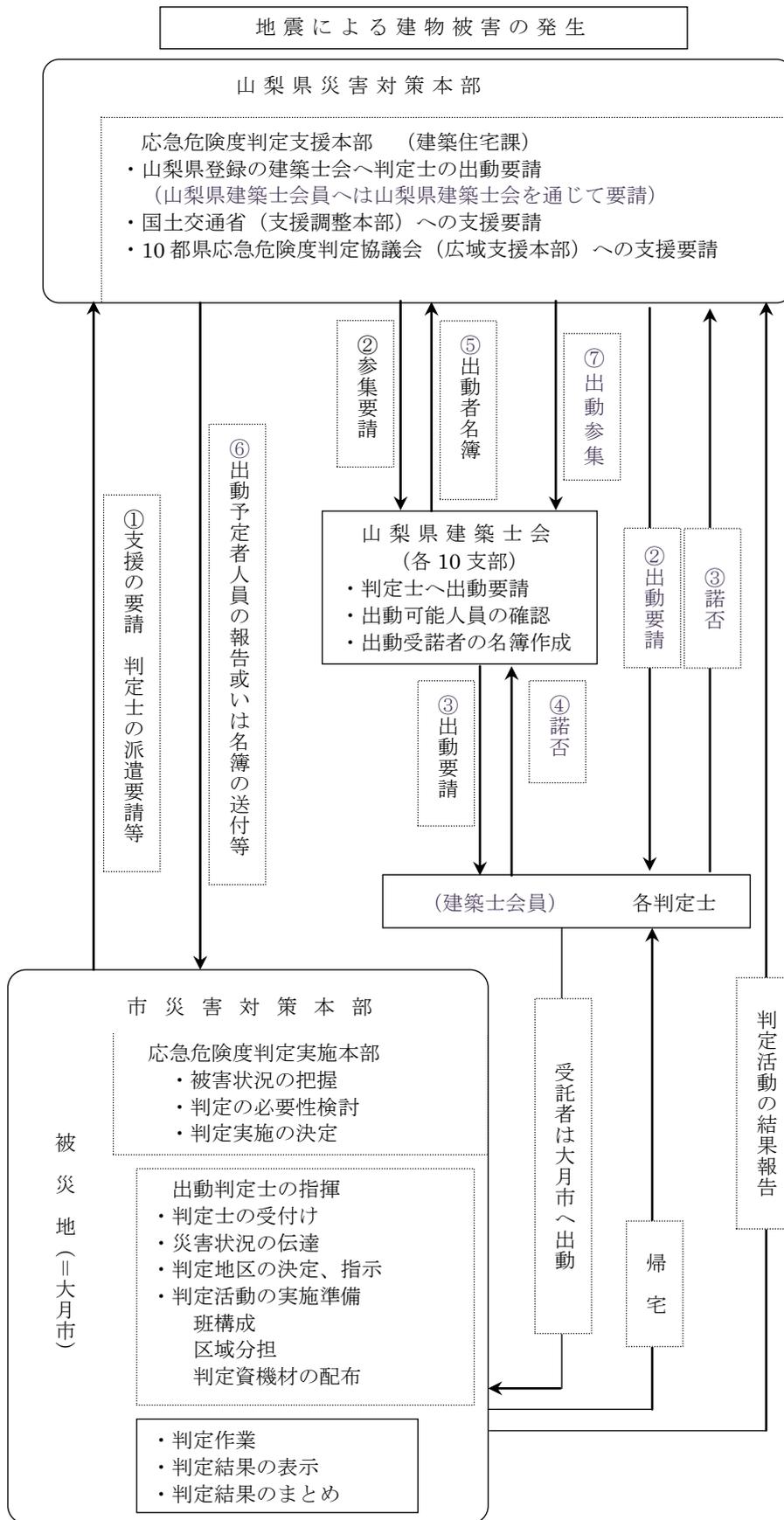


(2) 被災宅地危険度判定実施本部の業務

- ア 実施本部の設置
- イ 県等への支援要請
- ウ 判定士の参集要請、派遣要請
- エ 判定士の受け入れ

- オ 判定の実施
- カ 判定結果の集計、報告等
- (3) 判定対象施設
 - ア 擁壁
 - イ 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
 - ウ 排水施設
 - エ その他
- 2 被災宅地危険度判定実施本部の運営
 - 実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。
 - 実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアル等に基づき、次の業務を行う。
 - (1) 判定実施計画の作成
 - (2) 判定資機材等の準備
 - (3) 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
 - (4) 市民への広報、相談等
- 3 判定調整員
 - 判定調整員は、事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。判定調整員は、マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。
 - 判定調整員の業務の内容は、次のとおりである。
 - (1) 判定実施の準備
 - (2) 判定士の受け入れ準備
 - (3) 判定士の受け付け
 - (4) 判定士の判定作業の説明
 - (5) 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告
- 4 判定作業
 - 参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。
 - なお、宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援のもと、別途調査を行う。

別紙 被災建築物 応急危険度判定フロー



第24節 救助・救出計画

市民課	消防本部
保健介護課	消防団
中央病院	

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第29節「救助・救出計画」の定めるところによる。

第1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や心肺蘇生法等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線通信が途絶した場合には、トランシーバー、市防災行政無線の活用若しくは急使を派遣する等災害対策本部又は消防本部への連絡に努めるものとする。

第3 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

(4) 緊急消防援助隊出動要請

災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

資料編	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 ・大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書
-----	--

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、北都留医師会と連携の上、その災害特性を把握した上で活動し、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定するため、トリアージタグを用いてトリアージを実施する。

(3) 医療救護班は、トリアージの実施結果を踏まえ、重症者を被災現場から救護所または後方医療機関へ搬送する。搬送にあたっては、消防本部の救急車、市及び輸送業者の車両を利用するとともに、自主防災組織、地域住民に協力を要請する。

後方医療機関へ搬送する場合は、医師会、県災害対策本部の協力を得て、収容先医療機関の被害状況や空床情報を迅速・的確に把握する。搬送にあたっては、消防本部の救急車、市及び輸送業者の車両を用いるとともに、必要に応じて自衛隊及び県ヘリコプターによる搬送を要請する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第25節 死体の捜索及び保護並びに埋葬計画

一般災害編第3章第30節「死体の捜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

第26節 障害物除去計画

一般災害編第3章第31節「障害物除去計画」を準用する。

第27節 生活関連施設の応急対策計画

一般災害編第3章第32節「生活関連事業等の応急対策計画」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

総務管理課	地域整備課
消防団	消防本部

第1 上水道施設応急対策

地域整備課及び東部地域広域水道企業団は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、上水道施設、簡易水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

地域整備課及び東部地域広域水道企業団が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時富士・東部保健所及び関係機関に情報提供する。

3 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

4 富士・東部保健所への被害状況報告

県が定める「災害発生報告書」を用いて、県防災行政無線、FAX、電話等により、速やかに富士・東部保健所に報告するものとする。

5 工事業者等への協力要請

「簡易水道施設災害復旧等に関する協定」により、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。また、他の事業者へ応援を要請する場合は、県が定める「応援要請FAX様式」を用いて、富士・東部保健所に応援を要請する。

6 送配水管等の復旧

送配水管の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

7 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

資料編 ・ 簡易水道施設災害復旧等に関する協定書

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

地域整備課が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、管内工事業者等へ協力を

要請する。

3 応急処置計画の策定

地域整備課は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- (1) 応急処置の緊急度及び工法
- (2) 処置資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置
- (5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

4 広報

地域整備課は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電気施設応急対策

- 1 県内の電力は、千葉県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- 2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。
- 3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。

第4 簡易ガス施設応急対策

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- 4 避難所等に必要な燃料を供給する。

第5 液化石油ガス施設応急対策

- 1 製造施設は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- 2 販売施設等は、安全点検を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 4 避難所等に必要なガスの供給を確保する。

第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、そ通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)東京事業部災害等対策実施細則に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれ予測されるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

- ア 可搬型移動無線機による途絶の解消（特設公衆電話等、臨時回線の作成）
- イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ウ 可搬型移動無線車、可搬型衛星通信地球局による中継伝送路の応急復旧
- エ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧
- オ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第 28 節 労働力確保計画

一般災害編第 3 章第 3 3 節「労働力確保計画」を準用する。

第 29 節 民生安定事業計画

一般災害編第 3 章第 3 4 節「民生安定事業計画」を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規程に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定め、本市の地域に係る防災関係機関及び市民等の実施する東海地震に関する地震防災応急対策が即時に、また円滑に行えるよう万全を期するものである。

第1 東海地震に関連する情報の種類

1 東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル：青)

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

(1) 東海地震に関連する調査情報 (定例)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果

(2) 東海地震に関連する調査情報 (臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査状況

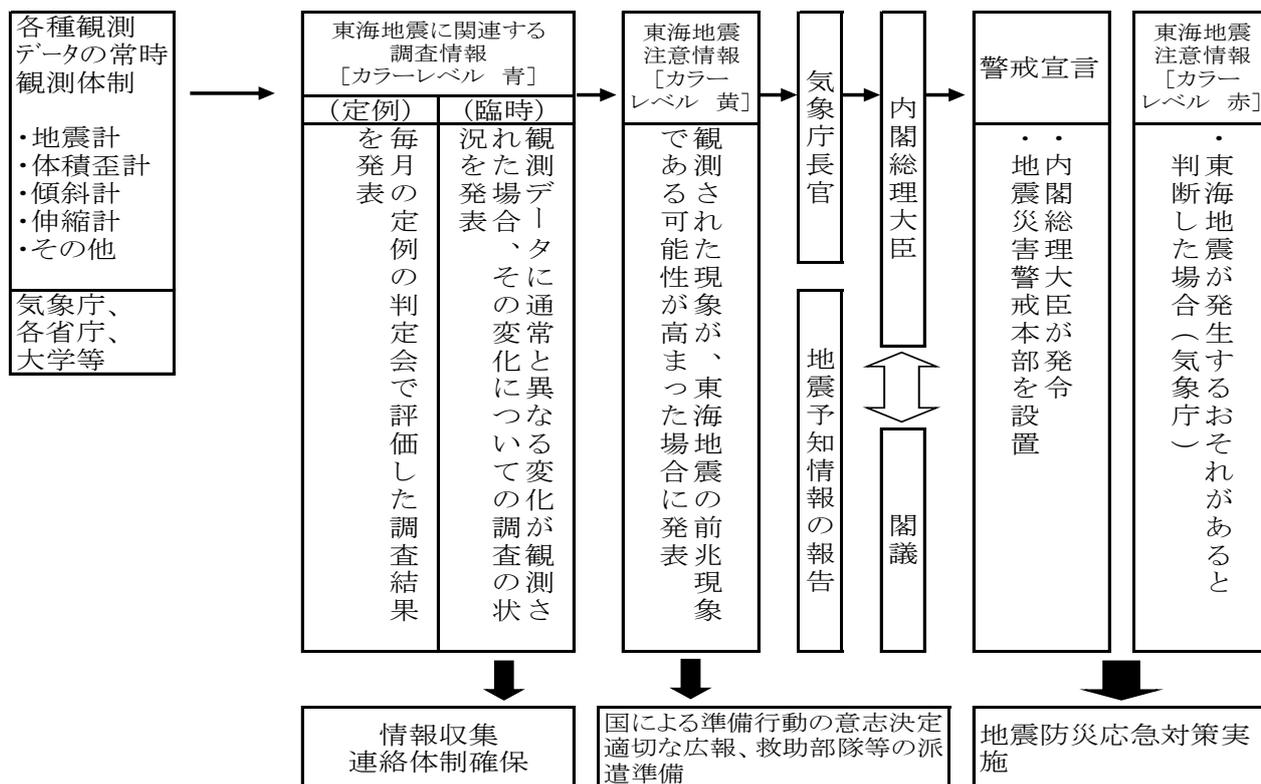
2 東海地震注意情報 (カラーレベル：黄)

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

3 東海地震予知情報 (カラーレベル：赤)

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

東海地震に関連する情報発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時 及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

各課共通

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時

1 参集職員

本節別表3「職員の配備基準」及び別表4「各課等の配備体制」により、総務管理課職員全員並びに全部課等の長及び長が指名する職員が参集する。

2 住民への広報

市防災行政無線等により、資料編に掲げる広報例文による広報を行い、調査情報（臨時）の内容と意味について周知を図り、平常時の行動を行いつつ続報に注意する旨呼びかける。

3 県、防災関係機関との連絡体制の確保

県、防災関係機関と連絡を密にし、情報収集連絡体制をとる。

資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報

第2 東海地震注意情報発表時

1 準備行動

注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合は、必要に応じ園児、児童、生徒の保護者への引き渡し等の安全確保対策の措置を講じる。

2 情報の伝達

注意情報が発表された場合、次の表の左に掲げる部署は、直ちにその旨を右に掲げる機関等に伝達するものとする。

担当課等	連絡先機関等
総務管理課	市長、副市長、教育長、各部課等、事務局
市民課	各出張所
地域整備課	簡易水道、浄水施設等水道施設
福祉課	保育所、総合福祉センター、デイサービスセンター、市内福祉関係施設
保健介護課	市立中央病院、市内医療機関、市内保健介護関係施設
産業観光課	農業協同組合、森林組合等農林関係機関 商工会、岩殿山ふれあいの館等産業観光施設・機関
学校教育課	小・中学校、学校給食センター等学校教育施設
社会教育課	図書館、郷土資料館、市民会館、総合体育館、勤労青年センター等生涯学習施設

3 参集職員

全職員が参集する。

4 地震災害警戒本部設置の準備

警戒宣言が発令されると同時に、直ちに地震災害警戒本部を設置する。

5 住民への広報

市防災行政無線等により、資料編に掲げる広報例文による広報を行い、注意情報

の内容と意味について周知を図り、適切な行動を呼びかける。

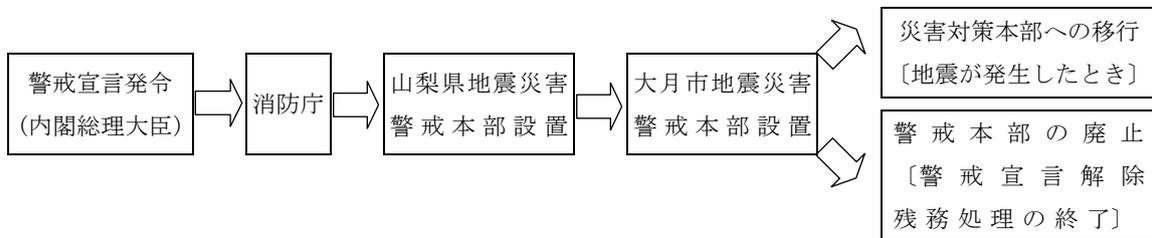
- 6 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- 7 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備
- 8 県への要請・報告等の実施
- 9 物資、資機材の点検、確認
- 10 その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報
・事前避難対象地区及び避難場所

第3 警戒宣言発令（東海地震予知情報）時

大月市は、警戒宣言が発せられたとき、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び住民等の協力を得て、地震防災応急対策の実施に努めるものとする。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。



1 地震災害警戒本部の設置

(1) 設置場所

市役所第2庁舎に設置する。ただし、状況に応じ、花咲庁舎に設置することができる。地震災害警戒本部を設置したときは、庁舎正面玄関及び本部室前に標識を掲示する。

(2) 組織及び事務分掌

大月市地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第28号）に定めるところによるものとするが、災害対策本部への移行が迅速・適切に行われるよう、組織は基本的に災害対策本部と同様とし、本部員については、同条例第2条第5項各号に掲げる者をもって充てる（本節別表1）。

各部、班の所掌事務は、本節別表2のとおりとする。

(3) 本部長職務代理者

市長は、地震災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

第1順位 副市長	第2順位 教育長
----------	----------

資料編 ・大月市地震災害警戒本部条例

2 参集職員

全職員が参集する。

3 情報の伝達

警戒宣言が発令された場合、次の表の左に掲げる部署は、直ちにその旨を右に掲げる機関等に伝達する。

担当課等	連絡先機関等
総務管理課	市長、副市長、教育長、各部課等、事務局
市民課	各出張所
地域整備課	簡易水道、浄水施設等水道施設
福祉課	保育所、総合福祉センター、デイサービスセンター、市内福祉関係施設
保健介護課	市立中央病院、市内医療機関、市内保健介護関係施設
産業観光課	農業協同組合、森林組合等農林関係機関 商工会、岩殿山ふれあいの館等産業観光施設・機関
学校教育課	小・中学校、学校給食センター等学校教育施設
社会教育課	図書館、郷土資料館、市民会館、総合体育館、勤労青年センター等生涯学習施設

4 問い合わせ窓口

住民等の問い合わせに対応できるよう、総務管理課に問い合わせ窓口を設置する。

5 地域対策支部（各出張所）

各出張所は、所管区域内の被害や避難者の状況等の災害情報を把握し、地震災害警戒本部が効果的に機能するよう補完的な活動を行う。

ただし、勤務時間外に警戒宣言が発令されたときは、各出張所に地域対策支部を設置する。地域対策支部には、事前指名された地区担当職員及び交通障害等により非常参集した職員等が集まり、その機能をより強化する。

なお、地区担当職員等は、東海地震が発生し初期活動がおおむね完了したとき、又は適当と認めたときは、本来の所属部署に戻り、地域対策支部は廃止する。

地域対策支部（各出張所）の活動内容は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 所管区域内の住民組織（自主防災組織等）との連絡 (2) 所管区域内の災害情報のとりまとめ (3) 所管区域内の災害広報 (4) 所管区域内の被災者相談 |
|--|

6 地震災害警戒本部の活動内容

- (1) 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- (2) 自主防災組織や防災関係機関からの応急対策情報の収集及び県への報告
- (3) 避難の勧告又は指示
- (4) 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設
- (5) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所及び避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- (6) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- (7) 救急救助のための体制確保
- (8) その他大月市内での地震防災対策の実施

7 地震災害警戒本部の役割

(1) 本部長、本部員等の役割

本部長	市長	地震災害警戒本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	地震災害警戒本部組織図（別表1）参照	本部長の命を受け、地震災害警戒本部の事務に従事する。
本部連絡員	本部長が指定する班より各1名	本部会議の決定事項等の連絡を行う。
対策部長	総務部長、市民生活部長、産業建設部長、教育次長、病院事務長、消防長	本部長の命を受け、対策部内の調整を行う。
班長	本部長が定める。	対策部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が定める。	上司の命を受け、対策事務に従事する。

(2) 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

本部会議の概要は、次のとおりである。

本部会議の開催時期	<input type="checkbox"/> 地震災害警戒本部設置後 <input type="checkbox"/> その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	<input type="checkbox"/> 地震災害警戒本部の組織図を参照
事務局	<input type="checkbox"/> 総務管理班
協議事項	<input type="checkbox"/> 東海地震に関する各種情報等の収集、伝達 <input type="checkbox"/> 応急対策活動の調整 <input type="checkbox"/> 地震災害警戒本部の配備体制の切替え及び廃止 <input type="checkbox"/> 県、他市町村、関係機関等への応援要請 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定、避難の勧告・指示 <input type="checkbox"/> 災害救助法の適用 <input type="checkbox"/> その他災害発生への防衛、被害軽減措置の重要事項

8 地震災害警戒本部の廃止

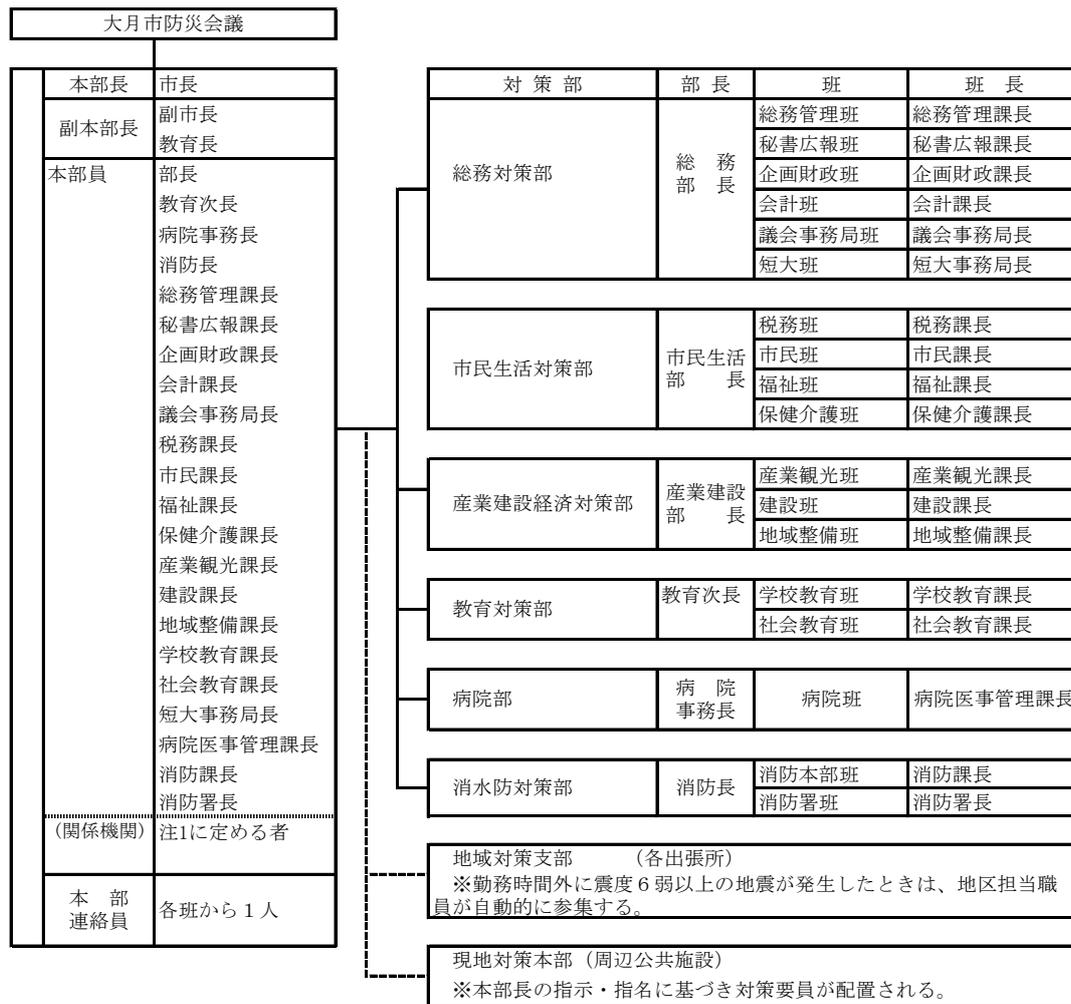
本部長（市長）は、東海地震が発生し、災害対策本部を設置したとき、もしくは警戒解除宣言が発令されたときは、地震災害警戒本部を廃止する。

第4 東海地震発生時

東海地震の発生以降は、地震災害警戒本部は災害対策本部へ速やかに移行し、地震編 第3章 「地震災害応急対策計画」により、応急対策を図るものとする。

そのためには、東海地震注意情報発表時には「地震災害警戒本部を設置できる体制」を、警戒宣言発令時には「災害対策本部設置に移行できる体制」を常に準備して、事務の継続性の確保に努め、次に来る事態に備えるものとする。

別表1 大月市地震災害警戒本部組織図



注1) 関係機関の本部員は、次の機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者とする。

- ・大月警察署
- ・大月市消防団
- ・東日本旅客鉄道(株)大月駅
- ・東日本電信電話(株)山梨支店
- ・中日本高速道路(株)八王子支社大月保全・サービスセンター
- ・東京電力(株)山梨支店大月支社
- ・富士急行(株)交通事業部
- ・富士急山梨バス(株)大月営業所

別表2 大月市地震災害警戒本部分掌事務

部(部長)名	班(班長)名	担当	分掌事務
		主● 副○	
総務対策部 (総務部長)	総務管理班 (総務管理課長)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ○ ○ ○	地震災害警戒本部の設置、廃止、庶務 本部会議の開催 自衛隊派遣要請、受け入れ、連絡調整準備 県、他市町村への応援要請、連絡調整準備 各班との連絡調整、活動状況の取りまとめ 地震防災応急対策全般の調整 地震情報等の収集伝達 県、関係機関との情報交換 住民組織(自主防災組織等)との連絡調整 市域の各種情報の取りまとめ 各種情報の県、国、関係機関への報告、通知 警戒区域の設定 避難の勧告・指示 緊急通行車両の確認申請 車両、燃料の確保、配車 公共施設、公共空地の利用調整 職員の動員配備 水害の警戒活動 土砂災害の警戒活動
	秘書広報班 (秘書広報課長)	● ● ● ● ○ ○ ○ ○	広報 報道機関への協力要請、報道対応 写真、ビデオ等による記録 職員の動員配備 職員の給食、衛生管理 自衛隊派遣要請、受け入れ、連絡調整準備 県、他市町村への応援要請、連絡調整準備 各班との連絡調整、活動状況の取りまとめ 地震防災応急対策全般の調整
	企画財政班 (企画財政課長)	● ● ○	避難場所の開設 避難生活の運営と支援 旅行者、滞在者の安全確保
	会計班 (会計課長)	○ ○	避難場所の開設 避難生活の運営と支援
	議会事務局班 (議会事務局長)	● ○ ○	議員との連絡調整 避難場所の開設 避難生活の運営と支援
	短大班 (短大事務局長)	● ○ ○	学生の安全確保、安否確認 避難場所の提供と開設 避難生活の運営と支援
市民生活対策部	税務班	●	食料、生活物資、資機材等の緊急輸送

(市民生活部長)	(税務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資集配拠点の設置 ○ 食料の確保、供給 ○ 生活物資の確保、供給 ○ 炊き出しの実施、支援 ○ 物資の受け入れ、仕分け等
	市民班 (市民課長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者台帳の作成と安否情報の提供準備 ● 食料の確保、供給 ● 生活物資の確保、供給 ● 大月都留広域事務組合との連絡調整 ● 仮設トイレの設置準備 ● 炊き出しの実施、支援 ● 物資の受け入れ、仕分け等 ● 問い合わせ、相談 ● し尿の処理準備 ● 生活ごみの処理準備 ● 動物の保護、収容(家畜を除く)準備 ● がれきの処理準備 ○ 食料、生活物資、資機材等の緊急輸送 ○ 物資集配拠点の設置 ○ 防疫活動準備
	(出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管区域内の住民組織(自主防等)との連絡調整 ○ 所管区域内の各種情報の取りまとめ ○ 所管区域内の広報 ○ 所管区域内の問い合わせ、相談
	福祉班 (福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者の安全確保、安否確認 ● 保育園児の安全確保、安否確認 ● ボランティアの活動支援準備 ● 避難所の要配慮者に対する応急支援 ● 福祉避難所の開設、運営 ● 要配慮者への各種支援 ○ 炊き出しの実施、支援
	保健介護班 (保健介護課長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療救護所の設置、医師会、歯科医師会、薬剤師会への派遣要請 ● 富士・東部保健所への医療救護班の派遣要請、連絡調整 ● 医療救護活動の支援準備 ● 医薬品、資機材の確保 ● 防疫活動準備 ● 心のケア対策 ○ 生活物資の確保、供給 ○ ボランティアの活動支援準備 ○ 物資の受け入れ、仕分け等 ○ 問い合わせ、相談 ○ 福祉避難所の開設、運営
産業建設対策部 (産業建設部長)	産業観光班 (産業観光課長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害の警戒活動 ● 旅行者、滞在者の安全確保

		<ul style="list-style-type: none"> ● 食料、生活物資等の安定供給及び価格の指導 ● 家畜の保護、収容準備 ○ 交通情報の収集、道路規制等の交通対策 ○ 道路交通の確保 ○ 避難の勧告・指示 ○ 避難所の提供と開設 ○ 避難生活の運営と支援 ○ がれきの処理準備
	建設班 (建設課長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害の警戒活動 ● 警戒区域の状況把握、報告 ● 交通情報の収集、道路規制等の交通対策 ● 道路交通の確保 ● 住家、河川等の障害物の除去準備 ○ 避難の勧告・指示 ○ 水害の警戒活動 ○ 被災建築物の応急危険度判定準備 ○ 被災宅地の危険度判定準備
	地域整備班 (地域整備課長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災建築物の応急危険度判定準備 ● 被災宅地の危険度判定準備 ● 飲料水の確保、供給準備 ● 東部地域広域水道企業団との連絡調整 ○ 食料、生活物資、資機材等の緊急輸送 ○ 物資の受け入れ、仕分け等 ○ 住家、河川等の障害物の除去準備
教育対策部 (教育次長)	学校教育班 (学校教育課長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認 ○ 避難場所の提供と開設 ○ 避難生活の運営と支援
	社会教育班 (社会教育課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、生活物資、資機材の緊急輸送 ○ 臨時ヘリポートの設置 ○ 避難場所の提供と開設 ○ 避難生活の運営と支援 ○ 炊き出しの実施、支援
病院部 (事務長)	病院班 (医事管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療救護活動準備 ● 医薬品資機材の確保 ● 心のケア対策 ○ 救急活動準備
消水防対策部 (消防長)	消防本部班 (消防課長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防応援の要請、受け入れ、連絡調整 ● 臨時ヘリポートの設置 ● 消防団との連絡調整 ● 避難誘導 ○ 地震情報等の収集伝達
	消防署班 (消防署長)	<ul style="list-style-type: none"> ● 水害の警戒活動 ● 消火活動準備 ● 救助活動準備

		●	救急活動準備
		○	避難の勧告・指示
各班共通			班内職員の動員配備 所管施設、所管事項の地震防災応急対策 本部調整に基づく所管事項に関する業者等への協力要請 対策部内の応援 本部の指示、調整に基づく各班の応援

別表3 職員の配備基準

	配備基準	主な活動内容	配備要員
東海地震 第1配備	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、伝達 市民への広報（情報周知、続報注意の勧告） 	総務管理課職員全員並びに全部課等の長及び長が指名する職員
東海地震 第2配備	東海地震注意情報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集、伝達 市民への広報（情報周知、適切な行動の呼びかけ） 地震災害警戒本部の設置準備 準備行動への対応 避難対応開始 	全職員
東海地震 第3配備	東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集、伝達 市民への広報（情報周知、適切な行動の呼びかけ） 地震災害警戒本部の設置 地震防災応急対策の実施 	全職員

備考 災害の規模及び特性に応じこの基準によりがたいと認めるときは、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

別表4 各課等の配備体制

平常時課等名	調査情報（臨時）発表時	注意情報発表時	予知情報発表時 （警戒宣言発令時）
	準備体制	警戒体制	地震災害警戒本部体制
	東海地震第1配備	東海地震第2配備	第3配備
部等長	全員	全職員	全職員
総務管理課	全員		
秘書広報課	長及び指名職員		
企画財政課	長及び指名職員		
会計課	長及び指名職員		
議会議務局	長及び指名職員		
税務課	長及び指名職員		
市民課	長及び指名職員		
福祉課	長及び指名職員		
保健介護課	長及び指名職員		
産業観光課	長及び指名職員		
建設課	長及び指名職員		
地域整備課	長及び指名職員		
学校教育課	長及び指名職員		
社会教育課	長及び指名職員		
短大事務局	※ 短大の定める基準による		
中央病院	※ 中央病院の定める基準による		
消防本部	※ 消防本部の定める基準による		

第3節 情報の内容と伝達

各課共通

第1 東海地震に関する情報等の伝達

1 情報の種類及び内容

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を気象庁から関係機関に伝達される情報

(2) 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

(3) 東海地震予知情報

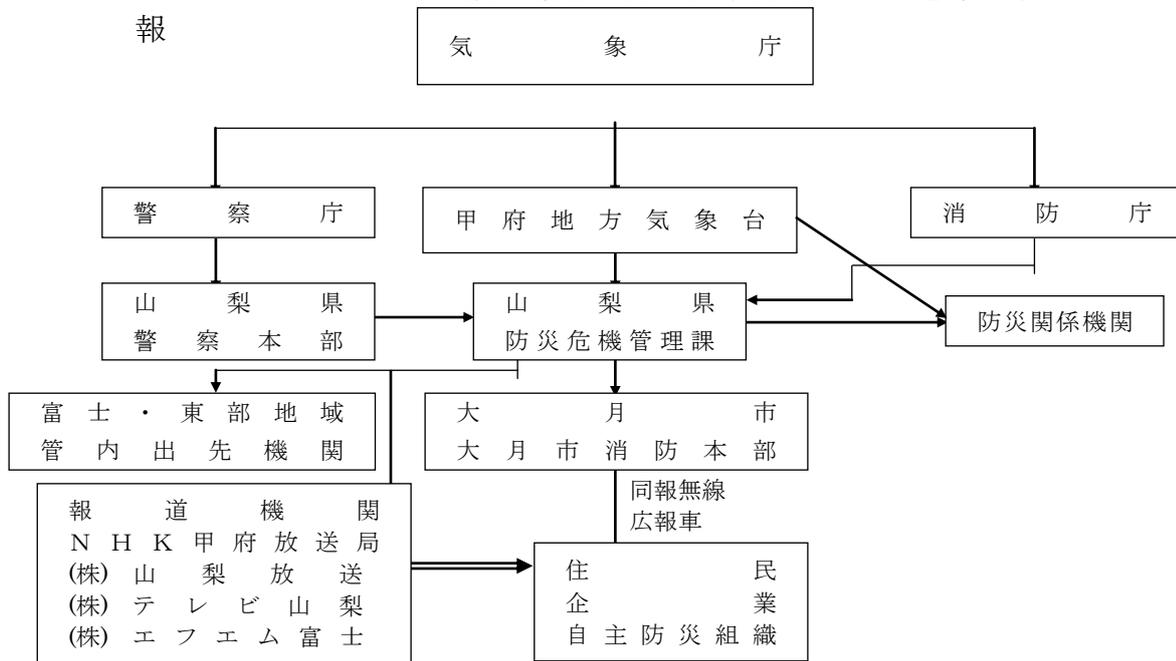
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

(4) 警戒宣言

内閣総理大臣が地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

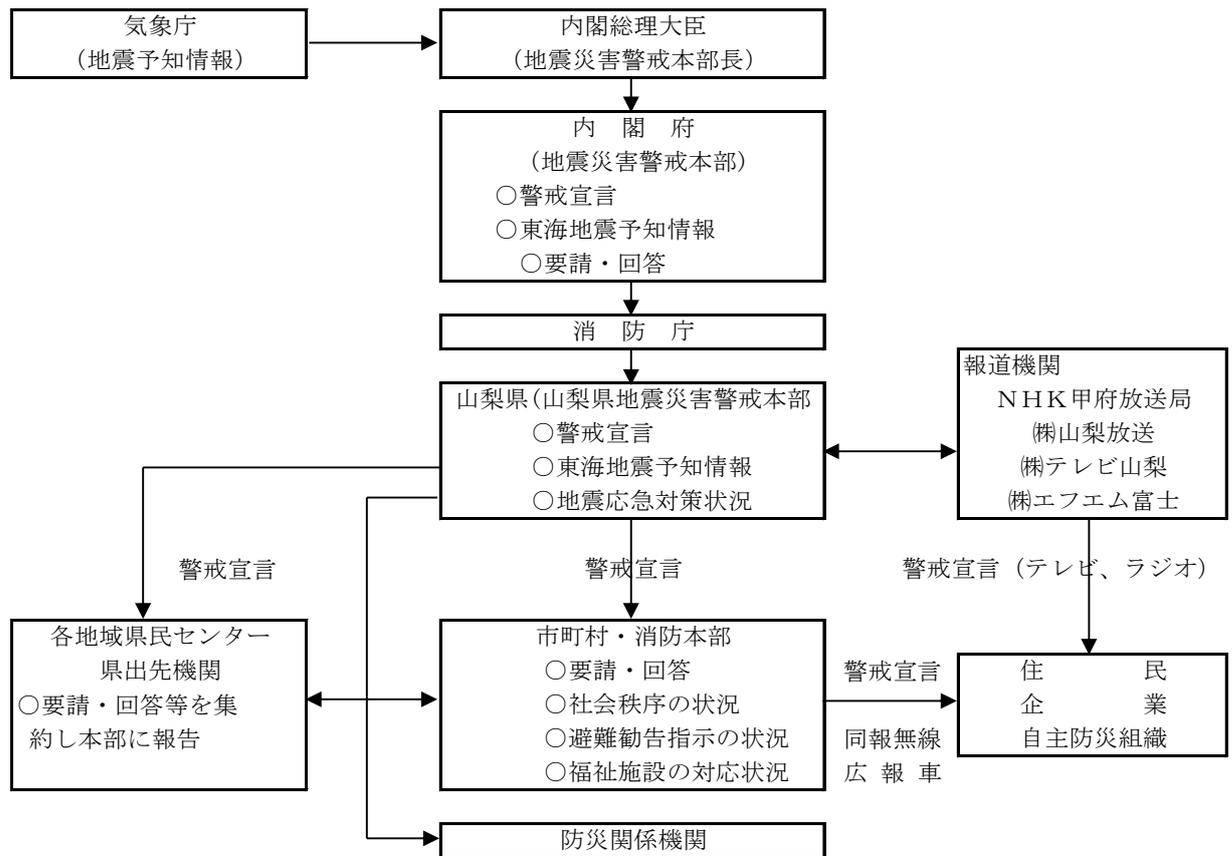
2 情報の伝達及び通報

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報



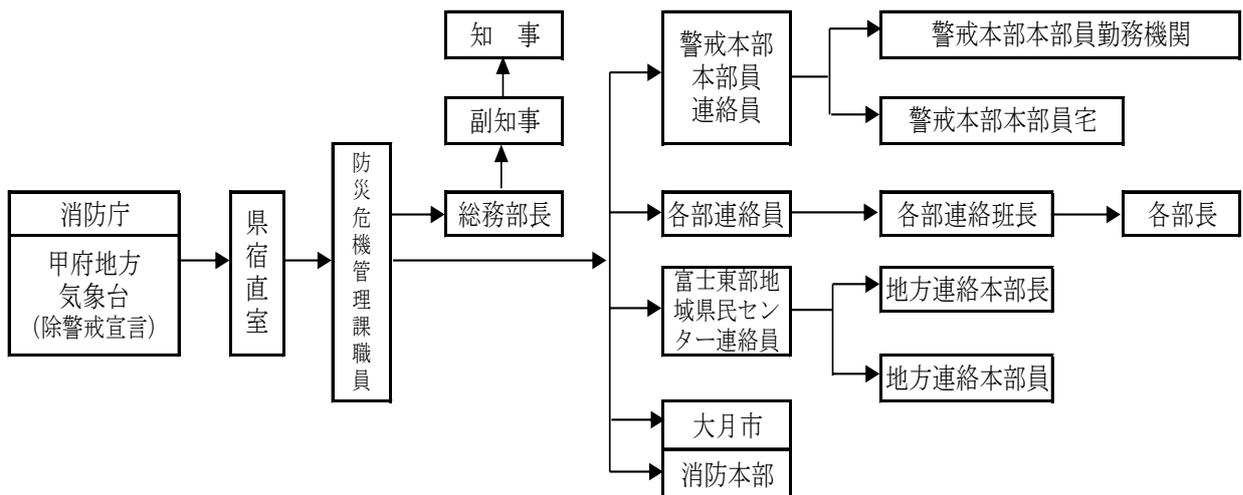
観測・注意・予知情報（テレビ、ラジオ）

(2) 警戒宣言発令時の情報伝達

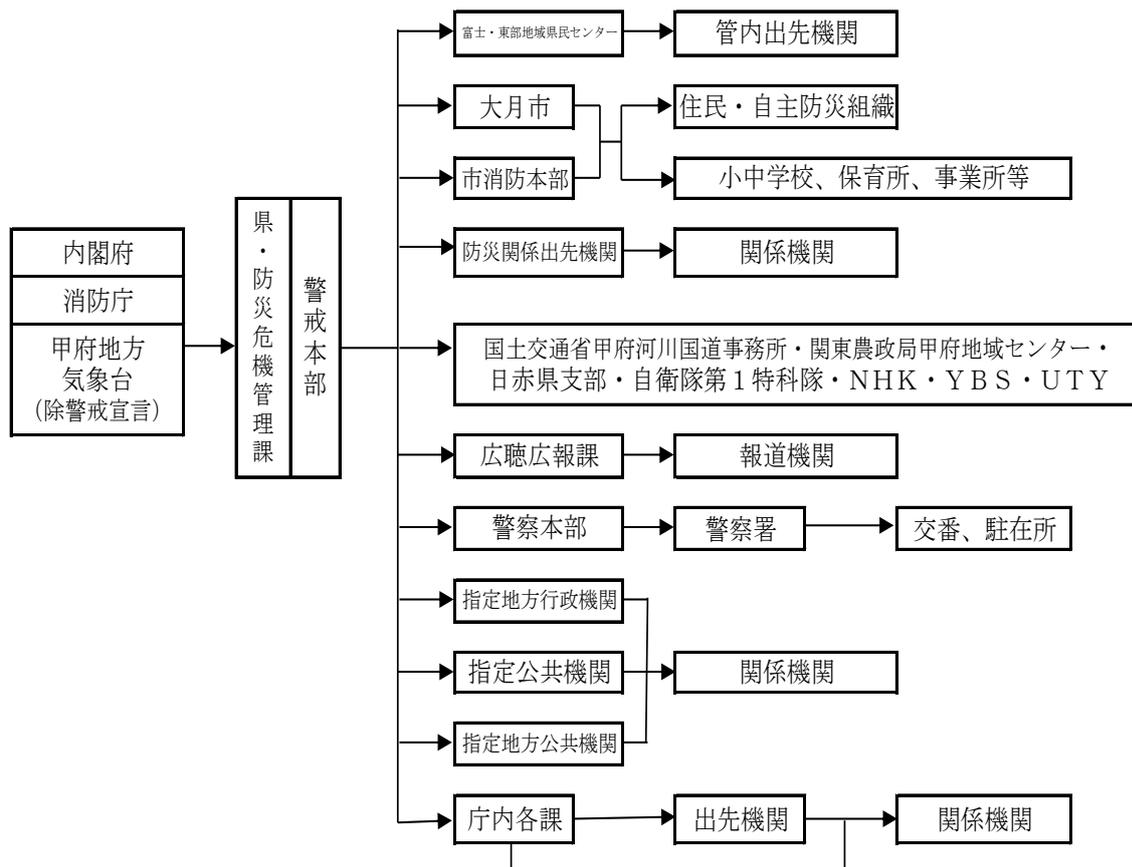


3 県内各機関への各種伝達系統図

(1) 県警戒本部設置以前の勤務時間外系統図



(2) 県警戒本部設置後及び勤務時間内系統図



第2 応急対策実施状況等の収集伝達

1 情報の収集、伝達

県、市、防災関係機関は、相互に連絡をとり注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容の県への報告

市は、次の事項について県警戒本部に報告する。

関係機関名	報告事項
市→富士・東部地域県民センター→県警戒本部	避難状況、救護状況、旅行者数（鉄道、定期バス施設構内の者を除く。）、通行規制等で停滞している車両数
市→富士・東部地域県民センター→県福祉保健部→県警戒本部	保育を停止した保育園数、保育園に残留している児童数
市教育委員会→教育事務所→県教育委員会→県警戒本部	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
市→富士・東部地域県民センター→県産業労働部→県警戒本部	主要スーパーの営業停止店舗数

3 「東海地震に関連する情報」発表時の県への報告

「東海地震に関連する情報」発表時の県への報告は、次の様式をもって行う。

(1) 注意情報発表時

- ア 市町村職員参集状況（様式4-3-1）
- イ 地震防災応急対策実施票（様式4-6-1）

- (2) 予知情報発表・警戒宣言発令時
- ア 市町村職員参集状況（様式4-3-1）
 - イ 市町村避難所開設状況一覧表（様式4-5-1）
 - ウ 地震防災応急対策実施票（様式4-6-1）

資料編 ・「東海地震に関連する情報」発表時の県民センターへの報告様式
 （様式 4-3-1、様式 4-5-1、様式 4-6-1）

第4節 広報活動

総務管理課 消防団
 東京電力(株) ガス事業者
 東日本電信電話(株) バス事業者
 放送事業者

市は、東海地震に関連する情報が発表された場合、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、防災関係機関と密接な連絡の下に、次の各事項を中心とした広報活動を実施するものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各機関単位における応急的広報対応を実施するとともに、併せて、市地震災害警戒本部及び必要な機関へ緊急連絡を行い、必要と判断された情報を住民等へ広報を実施するものとする。

また、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口を総務管理課に設置する。

第1 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- 1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- 2 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- 3 ライフラインに関する情報
- 4 強化地域内外の生活関連情報
- 5 事前避難対象地区以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- 6 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- 7 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- 8 家庭において実施すべき事項
- 9 自主防災組織に対する防災活動の呼び掛け
- 10 金融機関が講じた措置に関する情報
- 11 市の準備体制の状況（地震防災応急対策の内容と実施状況）
- 12 本市における災害危険箇所等の周知
- 13 その他必要な事項

第2 住民・滞在者等に対する広報文例

住民、滞在者等に対する広報文例は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報

第3 広報手段

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、市防災行政無線、防災信号等又は自主防災組織等を通じて行う。

なお、外国人等など情報伝達について特に配慮を要する者に対しては、外国語による表示、冊子及び外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

(1) 市からの伝達

市職員内部等の伝達は主に庁内放送、電話、口頭により行い、住民に対しての伝達は、次の方法で行うものとする。また、住民からの問い合わせに対応できるよう、状況に応じ問い合わせ窓口を設置する。

ア 市防災行政無線の利用

市内に設置している広報用スピーカーにより行う。

市防災行政無線施設の設置状況は、資料編に掲載のとおりである。

イ 広報車の利用

市が管理所有している広報用自動車を緊急輸送車両として登録し伝達を行う。

(2) 消防団からの伝達

消防団長及び分団長に対し電話等を通じて伝達を行うとともに、一般住民に対しては消防車により各分団の区域を拡声機により行い、さらにサイレン及び警鐘等により伝達を行う。

自治会長（自主防災組織の長）は、その地域内の住民に対してハンドマイク等により伝達をするものとする。この場合、地域の組織等を利用して行うなど、その方法をあらかじめ定めておくものとする。

資料編	・「東海地震に関連する情報」に伴う広報
	・市防災行政無線設置状況
	・警戒宣言発令時の防災信号

第5節 避難活動

総務管理課	企画財政課
会計課	福祉課
保健介護課	教育委員会
産業観光課	消防本部
消防団	

警戒宣言が発せられた場合、住民を一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

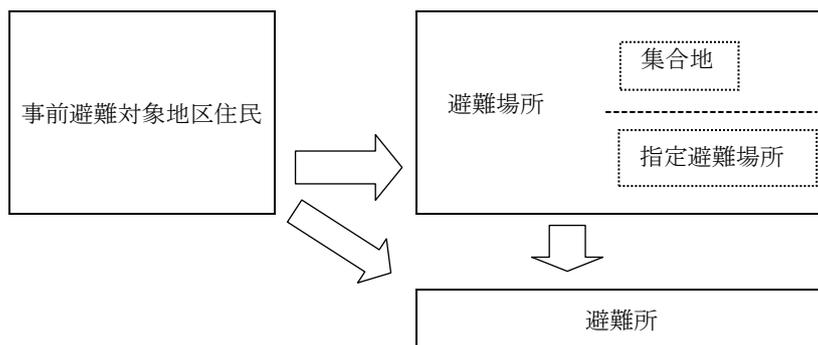
第1 避難の勧告・指示の基準

警戒宣言発令時には、地震による災害の発生が予想される地区（事前避難対象地区）の住民をあらかじめ避難させる。なお、注意情報の発表時において、避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で高齢者、障害者等避難行動要支援者の避難を実施することができる。

第2 避難場所の定義等

避難場所と避難所の定義については、一般災害編第3章第20節「避難計画」第4に定めるとおりとするが、事前避難対象地区の住民は、警戒宣言発令時又は注意情報

発表時においては、おおむね次の系統図に従って避難する。



第3 市が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる事前避難対象地区は、資料編に掲げるとおりであり、その指定基準はおおむね次のとおりである。

- (1) がけ地、山崩れ崩落危険地域
- (2) 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- (3) その他市長が危険と認める地域

2 事前避難対象地区住民等への周知

事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の種類
- (3) 避難場所と避難所（資料編に掲載のとおりとする。）
- (4) 避難行動要支援者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- (5) 避難場所に至る避難路
- (6) 車両による避難が行われる地域及び対象者
- (7) 避難の勧告又は指示の伝達方法
- (8) 避難場所にある設備、物資等
- (9) その他避難に関する注意事項（集団避難、防犯、持出品、服装、車の使用禁止など）

資料編 ・ 事前避難対象地区及び避難場所

第4 避難の勧告又は指示

大規模地震対策特別措置法第7条第1項各号に掲げる施設又は事業のうち、事前避難対象地区内にあるものを管理し又は運営する者は、施設又は事業の従事者、収容者、入場者等に対し、第3の各号に掲げる事項についてあらかじめ十分な周知を図るものとする。この場合において、学校については、第3の各号に掲げる事項に加えて、児童・生徒の引渡し方法及び登下校時の措置について保護者に対し周知を図るものとする。不特定多数を収容する施設又は事業所は従業員、客等を市の指定する避難所へ避難させた場合には、市への引き継ぎを行うとともに、滞留旅客の救護のため市に協力するものとする。

大規模地震対策特別措置法第7条第1項に掲げる施設

- (1) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

第5 事前避難の勧告又は指示

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、事前避難の勧告又は指示を行い、又は警戒区域の設定を行うとともに次の措置をとるものとする。

- 1 市防災行政無線、防災信号、広報車等による勧告又は指示等の周知措置
- 2 県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関による放送依頼
- 3 対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への通知及び集団避難等の指導
自主防災組織への指導内容としては、おおむね次のとおりである。
 - (1) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
 - (2) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
 - (3) 避難所の点検及び収容準備
 - (4) 収容者の安全管理
 - (5) 負傷者の救護準備
 - (6) 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- 4 大月警察署長への避難の勧告、指示等を行った旨の通知
- 5 県公安委員会（大月警察署）への通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼
- 6 避難所の開設及び応急対策用資機材の点検・整備
- 7 市警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設
- 8 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施
- 9 施設、事業所並びにその他から避難した者の引継ぎ時期及び方法についての措置
- 10 外国人、外来者等に対する避難誘導計画の策定
- 11 関係事業者と連携した滞留旅客者対策

第6 避難誘導のため必要な措置

第4に掲げる勧告又は指示があったときは、地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、あらかじめ定めた避難計画及び市警戒本部の指示に従い、住民又は入場者、従業員等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

第7 帰宅困難者、滞留旅客対策

市は、帰宅困難者や滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）の発生の抑制及び発生した場合の対策として、次の措置を講じる。

- 1 情報提供（総務管理課）
バスの運行、高速道路の通行等に関する情報等必要な情報を提供し、帰宅困難者等の発生抑制に努める。
- 2 避難所の設置（企画財政課、福祉課）
市は、帰宅困難者等が発生した場合、避難所の提供、避難誘導等の保護措置をとり、安全の確保に努める。

第8 避難行動要支援者の避難

各地域の自主防災組織は、あらかじめ在宅の高齢者、乳児、幼児、障害者、病人、妊産婦等避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

- 1 警戒宣言に基づき、市長から第4に掲げる避難の勧告又は指示が行われたときは、介護を要する者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- 2 警戒宣言が発せられた場合、市は介護を要する者を収容する場合には、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

なお、介護を要する避難行動要支援者を収容するにあたって、必要に応じて資料編に掲げる施設を福祉避難所として開設し、障害者や寝たきりの高齢者等を収容するものとする。

資料編 ・ 福祉避難所一覧

第9 避難所における避難生活の確保

- 1 市が設置した避難所には、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備並びに情報連絡のため市職員、消防職員、消防団員を派遣し、又は警察官等の派遣要請を行い、可能な限り救護所、夜間照明等の設置を行う。
- 2 飲料水、毛布等については市が供与する。
- 3 ビニールシート、テント等の野営資材は、市のみならず住民、自主防災組織等においても準備するよう依頼する。
- 4 食料等の生活必需品は、市でも調達を行うが、住民においても各人が3日分を用意し、さらに保存できるものは1週間分を用意する。
- 5 市は、生活必需品の不足している者に対し、斡旋に努める。
- 6 避難所では、自主防災組織の単位で行動する。
- 7 重度障害児者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- 8 避難所の運営にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努め、避難者のプライバシーの保護、巡回警備等による避難所の安全性の確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

第10 救護に必要な物資等

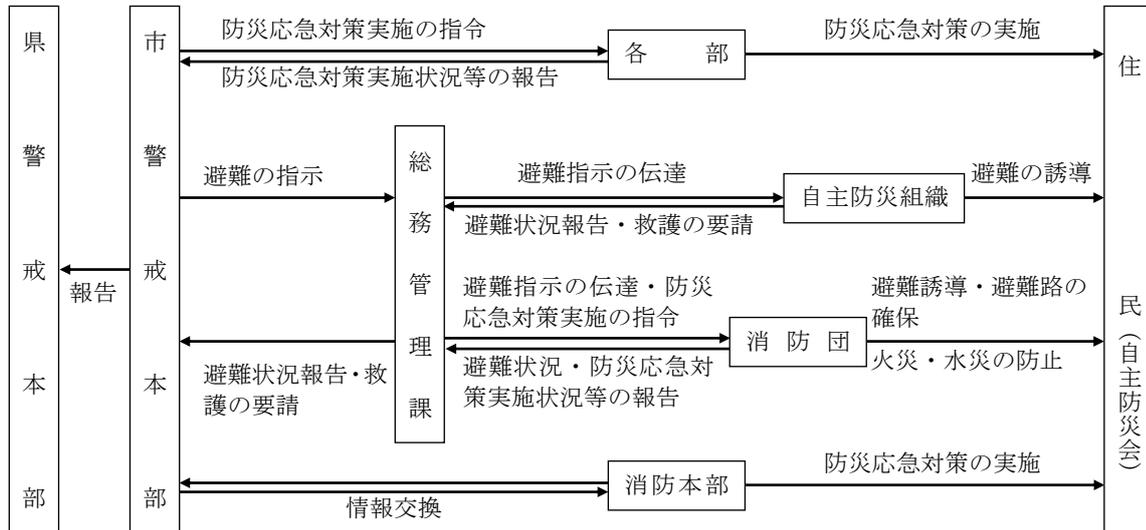
市は、第9に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- 1 食料及び資機材並びに人員の避難所への輸送措置
- 2 流通在庫の放出等の要請
- 3 県及び他の市町村が備蓄している物資等の放出等の要請
- 4 その他必要な措置

第6節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等

総務管理課

地震防災応急対策の実施状況、その他警戒宣言発令後の諸般の状況を的確に把握するために、防災関係機関及び自主防災組織等と緊密な連絡をとり、応急対策に必要なあらゆる情報の収集、伝達に努めるものとし、情報の収集又は伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は、次の系統により行う。



第1 避難状況等の報告

避難状況等の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行うものとする。

1 避難の経過に関する報告

避難に伴い危険な事態その他異常な事態が発生した場合における当該事態の状況、これに対して応急にとられた措置その他当該事態に対処するため必要と認める措置に関する事項

2 避難の完了に関する報告

避難場所、避難した者及び救護を要すると認められる者の人数並びにこれらの者の救護その他保護のため必要と認める措置に関する事項

3 1の報告は、当該危険な事態その他異常な事態が発生した後直ちに、2の報告は、避難に係る措置が完了した後速やかに行うものとする。

第2 実施状況の報告

1 地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、次の事項ごとに行うものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備並びに点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、

防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他警戒宣言が発せられた後の経過に応じて逐次行う。

第3 県警戒本部への報告

市は、資料編に掲載する「警戒宣言による避難状況報告書」を用いて県防災行政無線、FAX、電話等により速やかに県警戒本部に報告するものとする。

資料編 ・ 警戒宣言による避難状況等報告書（事前、緊急、発災後）

第7節 住民生活防災応急活動

総務管理課	市民課
保健介護課	産業観光課
建設課	地域整備課
消防団	

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

- (1) 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- (2) 市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
- (3) 警戒宣言発令期間が長期化して、物資がひっ迫したときには緊急の措置を講じる。
- (4) 備蓄する物資が不足する場合等は、一般災害編第3章第24節「生活必需物資供給計画」第2の4(3)「県への応援要請」により対応する。

2 警戒宣言発令時の市の業務

警戒宣言発令時においては、1の基本方針に沿い、次の業務を行う。

- (1) 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結
- (3) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (4) 救助物資の受け入れ場所の確保と受入れ体制の整備
- (5) 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

3 東海地震発生後の食料及び生活必需品調達体制

東海地震発生後の市の食料及び生活必需品調達体制については、本編第3章第19節「食料及び生活必需物資供給計画」、一般災害編第3章第23節「食料供給計画」及び第24節「生活必需物資供給計画」に定めるところによる。

資料編 ・ 災害時における物資の提供に関する協定書

第2 飲料水の確保、給水活動

1 警戒宣言発令時の市の業務

- (1) 警戒宣言発令後、市は、緊急貯水を実施する。このとき、一時的に大量の水道水が必要となるので、閉鎖井戸の活用、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要水量の確保を図る。
- (2) 住民に飲料水の確保を広報する。
- (3) 応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確保に努める。
- (4) 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
- (5) 給水車、給水用資機材の点検と給水体制の確立を図る。
- (6) 水道工事事業者及び東京電力(株)等との協力体制を整える。

2 各家庭における緊急貯水

警戒宣言発令後において、各一般家庭においては、最低必要飲料水3日分(一人1日3ℓ)をポリタンク等に貯水し、緊急時に備える。

また、浴槽等に風呂水の汲み置き等して生活用水の確保にも配慮する。

3 東海地震発生後の応急給水体制

東海地震発生後の市の応急給水体制については、一般災害編第3章第25節「給水計画」に定めるところによる。

資料編 ・ 災害時における救援物資の提供に関する協定書

第3 医療活動

1 救護所の設置

- (1) 警戒宣言が発令された場合、市は、発災に備え避難所に医療救護所を設置する。
- (2) 医療救護所には、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材(担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等)を配備する。

2 傷病者を搬送するための車両、要員を確認する。

3 医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受入れ体制について広報する。 災害拠点病院、災害支援病院については、資料編に掲げるとおりである。

4 東海地震発生後の医療体制

東海地震発生後の市の医療体制については、一般災害編第3章第21節「医療助産計画」に定めるところによる。

資料編 ・ 医療機関一覧

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

1 仮設トイレ設置準備

災害用仮設トイレや素掘用トイレの設置準備を行う。

2 清掃、防疫用資機材の準備

富士・東部保健所に連絡の上、指定業者、協定市町村等から資機材の調達準備を行い、薬剤等については、市内薬局・薬店等に協力を要請し、その確保を図る。

3 住民、自主防災組織

- (1) し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 必要に応じ、自主防災組織に清掃班を組織し、資機材、仮設トイレを準備する。

4 東海地震発生後の清掃、防疫等保健衛生活動体制

東海地震発生後の市の防疫・保健衛生体制については、一般災害編第3章第22節「防疫計画」に、清掃体制については、同じく第27節「災害廃棄物処理計画」に定めるところによる。

資料編 ・ 市内薬局・薬店一覧

第8節 防災関係機関の講ずる措置

東京電力(株)	東日本電信電話(株)
ガス事業者	市社会福祉協議会
金融機関	県ボランティア協会
バス事業者	

第1 電力（東京電力）

- 1 東京電力(株)山梨支店非常災害対策本部を設置する。
- 2 東海地震注意情報が発表された場合
 - (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
 - (2) 保安通信設備の活用をはかり、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
 - (3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。
 - (4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携の上、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。
 - (5) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電力の安全措置に関する広報を行う。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合
 - (1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。
 - (2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携の上、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。
 - (3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する応報を行う。
- 4 市の講ずる措置
地震発生時に備えて、避難所における電力の確保を要請する。

第2 通信（NTT、NTTドコモ）

- 1 東海地震注意情報が発表された場合
「情報連絡室」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。
- 2 東海地震予知情報が発表（警戒宣言が発令）された場合
 - (1) 「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。

- (2) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。
また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。
- (3) 通信のそ通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信のそ通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

3 市の講ずる措置

災害用伝言ダイヤルの提供がされた場合は、避難所への掲示、防災行政無線による広報その他の方法により住民へその旨周知する。

第3 ガス（ガス供給機関）

1 東海地震注意情報が発表された場合

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。

2 東海地震予知情報が発表（警戒宣言が発令）された場合

- (1) ガスの供給継続を確保する。
- (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。
- (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (5) 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

3 市の講ずる措置

地震発生時に備えて、LPガス事業者に対し、ガスボンベの転倒防止、ガス栓の閉止等の広報について、徹底を要請する。

第4 金融機関

山梨県、関東財政局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。

2 東海地震予知情報が発表（警戒宣言が発令）された場合

- (1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、すべての業務を停止することができる。ただし、「事前避難対象地区」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。
- (2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。
- (3) 上記の(1)や(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。
- (4) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。
- (5) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示

に従う。

(6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

※注 (1)は、「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの。

4 発災後

(1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化等の措置をとる。

(2) 預貯金の払い戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により払戻しの利便を図る。

(3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸し出しに応ずる措置をとる。

(4) 手形交換又は不渡処分を取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

(5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じる。

(6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

5 日本銀行の措置

(1) 金融機関に対する指導

ア 金融機関の手許現金保有状況の把握

イ 金融機関相互間の現金融通の斡旋

ウ 金融機関窓口業務等の運営についての指導

エ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについての対応

(2) 地域内の信用維持に関する措置

「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の定めるところによる。

金融機関の業務について、関係行政機関と協議の上所要の指導を行う。

6 市の講ずる措置

パニックが起こらないよう住民に対し、金融機関の営業状況を周知する。各金融機関に対しても、パニック防止に配慮するよう要請する。

第5 鉄道(JR及び富士急行)

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 東日本旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社

ア 旅客列車については平常通り運行を継続する。但し、貨物列車については原則として最寄りの駅に抑止を行う。また、強化地域内を旅行目的としない夜行寝台列車については、強化地域への進入を抑止する。(JR東日本)

イ 旅客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。

ウ 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

(2) 東海旅客鉄道株式会社

ア 列車の運行規制等

旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 東日本旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社

ア 列車内、駅内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行う。

イ 強化地域内への列車の進入は、原則として規制する。

ウ 強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

なお、JR小海線等強化地域周辺の列車については、必要と認められるときは一部区間徐行運転する。

エ 駅施設の旅客及び駅に停車した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として、列車内又は駅舎内に待機させる。児童・生徒については、学校と連絡をとり、対応を協議する。

待機する旅客に対しては、食事の斡旋等を行う。食事の斡旋が不可能となったときには、関係自治体に食事の斡旋の援助を要請する。

なお、斡旋方法や体制等については、あらかじめ関係自治体と協議しておくものとする。

待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難場所に避難させる。

オ 病人発生等緊急を要するときは、応急措置を行い、指定救急医療機関に収容する。

カ 輸送確保の見込み等について、利用者に広報をする。

キ その他滞留旅客の保護のため必要な事項は、市と連携した対策を行う。

(2) 東海旅客鉄道株式会社

ア 列車の運行規制等

(ア) 強化地域への列車の進入を禁止する。

(イ) 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

(ウ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客等に対する対応

(ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方団体の定める避難場所へ避難させる等必要な措置をとる。

第6 バス

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。

(2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。

(3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等

の準備行動を実施する。

- 2 東海地震予知情報が発表（警戒宣言が発令）された場合
 - (1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
 - (2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難場所を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。
- 3 市の講ずる措置
 - (1) 東海地震注意情報発表時には、市防災行政無線、広報車等により次の事項について広報を実施し、滞留旅客発生防止に努める。
 - ア 不急の旅行や出張等の自粛
 - イ 警戒宣言発令後の運転中止に備え、早期帰宅の呼びかけ
 - ウ 臨時バスの増発等、バスの運行状況
 - (2) 警戒宣言発令には、次の業務を実施する。
 - ア 市内で発生した滞留旅客については、人数等状況の把握に努め、食料、飲料水、物資、避難場所等の提供を行う。
 - イ 可能な範囲での帰宅支援を実施する。支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の情報の提供とする。

第7 病院、診療所

市は、病院、診療所に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- 1 東海地震注意情報が発表された場合
 - (1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
 - (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
 - (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
 - (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。
- 2 東海地震予知情報が発表（警戒宣言が発令）された場合
 - (1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
 - (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

第8 スーパー等

市は、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- 1 東海地震注意情報が発表された場合
 - (1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
 - (2) 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。
- 2 東海地震予知情報が発表（警戒宣言が発令）された場合
 - (1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
 - (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
 - (3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第9 大月市社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

- 1 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第9節 交通対策

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送路の確保のため、県警察は、次の交通対策を実施する。

このため、市は、県警察から要請があった場合は、速やかな対応を図るとともに、市の管理する道路等において、緊急輸送体制に即応できるよう準備を進める。また、必要に応じ、警戒区域を設定する等危険防止に努める。

第1 交通規制等

- 1 基本方針
 - (1) 東海地震注意情報が発表された場合

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。

- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合
 - ア 市内での一般車両の走行は、極力抑制する。
 - イ 市内への一般車両の流入は、極力制限する。ただし、本市を通過し、強化地域以外へ流出する車両については、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
 - ウ 市外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
 - エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、県警察は、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

- (1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- (2) 緊急輸送路、避難路その他防災上重要な幹線道路
- (3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）
- (4) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- (5) がけ崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- (6) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- (7) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

- (1) 交通規制の実施にあたっては、県警察は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。
- (2) 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第2 運転者のとるべき措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
 - ア 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合
 - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしない

こと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこととして、連絡先の表示に留意する。

2 避難時の車両使用禁止

避難のための車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

第5 交通情報及び広報活動

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターの連携の緊密化を図る。

第10節 幼児、児童、生徒等の保護活動

教育委員会 福祉課

市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校においては、東海地震に関連する情報を入手した場合は、直ちに次の措置を講じる。

第1 東海地震注意情報の発表された場合

小・中学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）は次の措置を講じる。

(1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。

(2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。

なお、引渡しについては必ず教職員が立ち会い、直接保護者に引き渡すこととする。

第2 東海地震警戒宣言の発令された場合

学校等は次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じることとする。
なお、引渡しについては必ず教職員が立ち会い、直接保護者に引き渡すこととする。
- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市地震災害警戒本部と連絡の上、対策を講じる。
- (4) 登下校中に警戒宣言の発令があった場合に備え、次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
 - イ 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
 - ウ 留守家族の生徒等はできるだけ学校に集合する。
 - エ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。
- (5) 授業（保育）終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止する。

第3 東海地震発生後の応急教育体制

東海地震発生後の市の応急教育体制については、本編第3章第2 1節「教育計画」に定めるところによる。

第1 1節 自主防災活動計画

市等が実施する東海地震注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施する。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- 1 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- 2 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- 3 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- 4 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- 5 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等避難行動要支援者が避難を開始する場合には、必要により保健師と連携を図り、自主防災組織により避難場所まで搬送する等の対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、避難行動要支援者の受入れ体制、必要な日常生活用品等の確保等、市や避難所の管理者等と十分な連携を確保する。

第2 東海地震予知情報が発表（警戒宣言が発令）された場合

- 1 自主防災組織の活動拠点整備
情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。
- 2 情報の収集・伝達
 - (1) 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
 - (2) テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。
 - (3) 実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
- 3 初期消火の準備
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- 4 防災用資機材等の配備・活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- 5 家庭内対策の徹底
次の事項について、各家庭へ呼びかける。
 - (1) 家具の転倒防止
 - (2) タンス、食器棚等からの落下等防止
 - (3) 出火防止及び防火対策
 - (4) 備蓄食料・飲料水の確認
 - (5) 病院・診療所の外来診療の受診を控える。
- 6 避難行動
 - (1) 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難勧告又は指示を伝達し、資料編に掲げる事前避難対象地区外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。
 - (2) 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、市保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難所まで搬送する。
 - (3) 避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた場合にあっては、定められた避難計画に基づき速やかに避難所まで避難する。
 - (4) 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。
- 7 避難生活
 - (1) 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
 - (2) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
 - (3) 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努める。
- 8 社会秩序の維持
 - (1) ラジオ、テレビ、市防災行政無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
 - (2) 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第12節 家庭における防災活動計画

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

- 1 住民のとり防災対応は特にない。
- 2 市防災行政無線やテレビ・ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて、普段どおり行動する。
- 3 市では、情報収集連絡体制がとられる。

第2 東海地震注意情報が発表された場合

- 1 地震に備えるため、次のような準備行動を実施する。
 - (1) 不要不急の旅行、出張の自粛
 - (2) 自動車の使用の自粛
 - (3) 浴槽等への水の汲み置き
 - (4) 家族同士の連絡方法の確認
 - (5) 室内の家具の固定等
- 2 市防災行政無線やテレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報を把握する。
- 3 市では、児童、生徒の帰宅対策等、地震の被害をできる限り少なく抑える措置や、防災応急対策活動の準備が始まる。

第3 東海地震予知情報が発表（警戒宣言が発令）された場合

- 1 地震に備えるため、次のような行動を実施する。
 - (1) がけ崩れ等の危険箇所及び耐震性のない建物からの避難
 - (2) 飲料水を蓄え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオ等の非常持出し品の確認
 - (3) 火元及び破損・転倒しやすいものの点検並びに危険な作業の中止
 - (4) 交通規制等が実施されるため、自動車の使用の自粛
- 2 市防災行政無線やテレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、日ごろの防災訓練の経験を生かして、あわてず落ち着いて行動する。
- 3 市では、地震災害警戒本部を設置し、地震に備えた防災応急対策活動が実施される。

第13節 事業所等対策計画

消防本部

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

- 1 東海地震注意情報が発表された場合
 - (1) 施設内の防災体制の確立
 - ア 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - エ 避難誘導の方法、避難路等の確認
 - (2) 顧客、従業員等への対応
 - ア 注意情報の発表の周知、内容の説明
 - イ 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - ウ 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合
 - (1) 施設内の防災体制の確立
 - ア 原則として、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
 - イ 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
 - ウ 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - (ア) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - (イ) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - (ウ) 顧客、利用者等への避難誘導の実施
 - (2) 従業員等への対応
保安要員を残し、道路交通状況等をかんがみ、徒歩、自転車等による従業員の避難を実施する。
- 3 市内事業所に対する要請
市は、市内事業所に対して、次の事項を要請し、警戒宣言発令に伴う混乱を防止するものとする。
 - (1) 事業主が、従業員に帰宅を促す場合は、一斉帰宅を避け交通情報を確認し、混乱のないよう順次に帰宅させ、徒歩による帰宅が可能な従業員に対しては極力徒歩による帰宅するよう依頼する。
 - (2) 食料品、生活必需品等の日常生活物資関連小売事業者には、混乱防止のため引き続き平常どおりの営業を依頼する。

第14節 市が管理又は運営する施設に関する計画

総務管理課	短大事務局
市民課	福祉課
産業観光課	建設課
教育委員会	

第1 道路

緊急輸送道路の両側に築造されているブロック塀等災害が発生するおそれのある物について、各路線ごとに調査を行い危険箇所については住民に周知しておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

第2 河川

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第3 不特定かつ多数の者が出入する施設等

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

1 各施設に共通する事項

- (1) 警戒宣言、地震予知情報等の入場者への伝達
- (2) 入場者の退避等の安全確保のための措置
- (3) 施設の防災点検、応急補修及び設備、備品等の転倒落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 受水槽等への緊急貯水
- (6) 消防用設備の点検、整備と事前配備

2 個別事項

学校等にあつては、当該学校等が本市の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置及び保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を行う。

第4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

1 警戒本部が設置される庁舎等の管理者は、第3の1の各号に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 非常食の手配、飲料水の備蓄、ろ水機の整備等
- (4) 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

2 この市地域防災計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は、第3の1の各号に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。なお、当該工事にかかる危険防止のための応急安全措置を施すものとする。